

## 11. 今後のモ国税務行政の推進に関する提言



## 11. 今後のモ国税務行政の推進に関する提言

### 11-1. 総括

本プロジェクトの上位目標は、①モンゴル国の税務行政が適正かつ公平に執行される、②納税者のコンプライアンスが改善され申告水準が向上する、である。税務行政は、国の政策や社会経済の進展に伴い常に変化が要求される。

モ国国税庁は、設立後 10 数年であり、従前の徴税関連プロジェクトで整備された事項を自力で発展、強化させるにはやや未成熟な部分もあった。そのため前回のプロジェクト「税務教育システム構築調査」を発展させ、人材育成・徴税業務・納税者サービス等の総合的な技術支援を実施し、その相乗効果によってより柔軟に対応できる環境の醸成及び税務行政の信頼性・透明性を改善し上位目標の達成に向け支援してきた。

その結果、2006 年 12 月に本プロジェクトに対する運営指導調査団の評価及び 2008 年 6 月の終了時評価調査団の評価においてそれぞれ一定の評価を受けた。これはモ国当局の当プロジェクトに対する積極的な取り組みの結果といえる。税務行政における技術移転はその特殊性、また、期間的に制約もある中で緊張感を維持しつつ日モ両国の緊密な連携協力の下に極力効果的な支援に努めてきた。幸いこの間の税収の伸び(表 1)その他の分野での実績も前年を大幅に上回る状況であり、プロジェクト実施に伴うモ国側の自立的な業務執行の結果が反映しているものと理解できる。本レポート作成に当たり支援不十分な事項の補強と今後の取り組みにより税務行政の改善、発展に資する観点から支援項目によっては“今後の課題等”として記載した。また、人材育成分野のプロジェクト実施に関しモ国国税庁がこの期間中に発遣した主な通達・規則等を添付した。

最近 4 年間の租税収入の額は、表 1 のとおりである。

表 1 (国税庁提供資料 税額単位：1 億 Tg)

年度	租税収入の額	伸び率・指数	摘 要
2004	5,788	100.0	
2005	6,922	119.6	2005 年プロジェクト開始
2006	11,281	194.9	2006 年 10 月税率引き下げ
2007	15,007	259.3	

注) 2006 年 6 月新税「超過利潤税」が導入された。

注) 2006 年税制改正の主なもの

個人所得税の税率が一律 10% (従前は 10%、20%、30%) となった。

付加価値税の税率が 10% (従前は 15%) となった。

法人所得税の税率が 10%、25% (従前は 15%、30%) となった。

## 11-2. 人材育成・税務教育計画

### 11-2-1 短期行動計画実施事項の管理と改善

「税務教育システム構築調査」により策定された短期行動計画そのものが国税庁研修・研究センター(以下、センターという)に対する技術支援である。これの示すところによりモ国国税庁は、2005年同計画の実施に伴い業務の見直しを行った上、「国税庁の研修・研究センターの業務規則」を制定し同年度「国税機関の人材機能強化計画2006～2008年」(資料1)を策定した。これに基づき毎年度の「国税庁研修・研究センター実施業務計画」(以下、研修計画という)が作成され計画的に実施されるようになった。2006年度に大幅な税制改正が行われたことから2007年度は、新税法の研修が最優先となり自主的に教材を作成し年初から鋭意実施された。また、あらゆる研修の機会を通じて新税法の周知徹底に取り組んだ。特に2007年度は下記11-2-7(1)「段階別(連続)研修」(以下、専攻研修という)が開始されることによる基本研修の強化が図られることになった。これは短期行動計画に示された目的にそった研修体制の改正で、試験対策の研修から実務研修に移行する画期的改正である。

これらは、研修の評価や資格更新期間等を3年とすることも含め2007年発遣された国税庁指令2007年第109号通達付録(以下、長官通達109号という)「国家税務(主任)検査官の勤務に関する規則」(資料2)により所要の措置が講じられたところである。それぞれの研修においては、アンケート及び試験の実施は定着しており、理解度、要望等は次の研修計画の立案の参考にできるようになった。同研修の一部カリキュラムには、新しい研修スタイルである「自由討議」を導入するほか、各研修カリキュラムには、「税務職員の倫理」の講座が初日の最初に組み込まれた。また、サービスセンター職員は、行政アカデミー主催による研修に参加し倫理教育等の受講を行う等その重要性を意識した取り組みも見られた。さらにOJT研修に関する通達も発遣される等自立的な研修計画の管理・改善が顕著になってきた。2007年度研修計画及び2008年度研修計画(資料3)に基づく基本研修の実施状況は後記、表5のとおりである。なお、2008年度研修計画において特筆すべきは、「不正事項に関する税法規則等の不備についての研究、納税者を対象としたセミナーの実施、税務・経済大学設置の検討」等が盛り込まれたことである。これらは、後述の「研修・研究センター講師等育成計画」に連動するところであり、センターの早期強化に向けた先取りの取り組みである。

各年別の研修実施回数等は表2のとおりであり、2004年に比し以後の年分ではプロジェクト実施の進行に併せ大幅な増加となっておりモ国当局の積極的な取り組みの結果と評価できる。

短期行動計画に関する技術移転はほぼ完了したと言える。通信教育も含め今後人材の育成が図られるものと期待される。

表 2

研修・研究センター主催の研修所別研修回数等

(センター提供資料)

年分等	2004年		2005年		2006年		2007年	
	回数	受講者	回数	受講者	回数	受講者	回数	受講者
ホブト	3	75	4	110	3	79	2	60
ウブルハンガイ					1	25	2	72
ダルハン			1	8	4	81	2	58
ドルノド	1	29	2	30	4	30	4	120
中央	8	233	22	785	15	462	47	1078
合計	12	337	29	933	27	677	57	1388

## 今後の課題等

- ① 研修は回数以上に質の向上が重要であり、研修センターを軸とした基本研修に加え事務系統別(検査・徴収・サービスセンター等)の実務研修との連携によるエキスパートの育成を継続する。
- ② 日常の業務におけるOJT研修は、数署視察したところ、経験者と未経験者を組み合わせる等の工夫をしながら行っているが、あまり意識して行っているようには見受けられない。最も実務に直結した研修であり適時報告を求め効果ある研修とするよう指導する。

## 11-2-2 研修教材の共同作成及び研修指導のポイント作成支援

教材作成については、前回のプロジェクト「税務教育システム構築調査」において、CPと共同で各税法等に関する教材作成を通じ技術移転済みである。税制改正に伴う教材はモ国側で自主的に作成し、これを教材に研修は2007年度中にUB市内で2回、その他各県においてもそれぞれ一回実施した。これに関しては自助努力で十分目的を達成することが可能と認められる。

## 11-2-3 通信教育

通信教育に関しては、その運営方法と「通信教育規則」仮規則の作成に関する技術支援を行った。これに基づき2007年前半に、特にインフラ整備の遅れているといわれるフブスグル県のソムに在籍する職員39名を対象に簿記会計学の一部について実施した。受講者からのヒアリングでは、やや期間が長いとの意見はあったが、おおむね内容も良く、仕事上も役立っているとの評価であった。これら試行状況を現地調査し、専門家、センターそれぞれが分析検討し総合したところでモ国側が本格実施に向けて検討した。これにより「国家検査官に対する通信教育規則」(資料4)が承認され実施の運びとなり2008年第一四半期から実施している。2008年5月現在8県の159名が研修を受けている。

実施計画の概要は、テーマを3つ(原価計算・管理会計・租税論)とし各県一テーマ10名以上の募集者があった場合に実施する。具体的には国税庁ホームページの研修メニューによりテーマを選択して応募する。2008年2月末現在では18県から、原価計算32名、管理会計166名、租税理論236名と極めて多数となっている。今後研修・研究センター

において教材を作成し受講者との連絡はネット等を利用する。試験の実施は各県税務署で行い採点及び研修事績の評価は中央で行う。これにより職員個々のニーズにあった研修の実施が可能となり、中央での通信教育の可能性も展望できることとなる一方、通信教育により全国ベースで職員の能力アップが期待できる。

#### 今後の課題等

- ① ソムの長に対し通信教育の趣旨を説明し協力を要請する。併せてソムに在籍する職員とは極力連絡を取り最新の情報を中央と共有できるよう配慮し、税務職員としての意識と連帯感の一層の高揚を図る。
- ② 研修成績により優遇措置があることから、評価は、ペーパー試験の成績だけでなく、研修に取り組む姿勢や日常の勤務態度など(幹部の評価やアンケート等で判断)も加味する。
- ③ 希望者を対象としているが、応募者が一テーマ 10 名に至らない県を放置することは問題であり今後何らかの対応を検討する。

#### 11-2-4 中央での通信教育の活用

上記通信教育の実施に伴い、受講科目の選択が可能となり中央での活用(08 年度検討事項)の道が開かれることとなった。これにより事実上中央と地方の研修格差が圧縮されることになる。その意味でも通信教育は確実にデータの蓄積を行い今後の改善に活用が出来るようにすることが望まれる。上記 11-2-3 の通信教育の実施を含めモ国当局としては、初めての教育手段としての導入である。これを安定的に定着させ、実施方法等に改善を加えることにより中央での活用が可能となる。

#### 11-2-5 地方研修計画の実施支援

短期行動計画の示すところによりダルハン・ウール、ウブルハンガイ 2 箇所地方研修所が開設された。これにより遠距離職員の研修参加への利便性が向上した。

ウブルハンガイ研修所については、現地調査を行ない、研修実施状況および施設・設備の状況、及び同税務署におけるサービスセンターの稼働状況及び検査の状況について実地に確認した。同研修所は 2006 年 5 月に設置され今までに研修講師 2 名(専任講師 1、非常勤講師 1)を配置したが職員研修の本格化はこれからであるが、プロジェクト作成の資料を教材に、小学校等に対する租税教室、また、地元工科大学学生に対する税法の研修も実施している。このように地方研修所においても自立的な取り組みで研修の強化が見受けられ、研修機材等が整備されたことによりさらに発展強化が期待される。専攻研修実施により地方研修所の利用度は一層多くなるものと考えられる。年度別研修所別の研修実施状況は、表 2 のとおりである。

なお、地方研修所で一般納税者を対象とした 2007 年度租税教室の実施状況は表 3 のとおりであり提供機材の活用によりさらに内容の充実が期待できる。

表 3 (センター提供資料)

研 修 所	実施回数	受講人員
ダルハン	81	2,411
ウブルハンガイ	9	114
ホブト	13	240
チョイバルサン	19	596

今後の課題等

- ① 地方研修の強化の目的は、転勤等の少ないモ国にあって地方と中央との業務執行能力の格差をなくす意味で重要な手段である。両者間の連絡体制を一層密にして情報等の共有に努めなければならない。
- ② 地方研修は地方税務署に在籍する講師に任せるのみでなく、税法改正や業務執行等で重要な変更があった場合には、出来るだけ中央からも講師を派遣し同質・同レベルの研修ができるように配慮する。

#### 11-2-6 国税庁研修・研究センター講師育成計画の作成支援

短期行動計画の実施に伴い研修講師が 2 名増員された。今後、下記の段階別連続研修を効果的に実施するためには長期で安定的な講師の育成計画が必要であることから、研修講師育成計画の原案は、短期(長期)行動計画の趣旨及びモ国の実情及び日本の税務大学の現状等を参考に講師のポジションアップを含め専門家側が作成し提案した。モ国としては内容について共感できる部分が多いが、講師のローテーション、検査官からの登用等について現状では難しいとの意見が出された。当面は研修体制の改正が行われたことによる新体制の定着が急務であり、さらに通信教育が実施される等現状では現行の講師養成方法を直ちに变えるのは適当でない。したがって研修体制の定着を待って実施できる方法を検討するため修正案を提示しモ国側で検討した結果、別添の「国税庁研修・研究センター講師等育成計画」(資料 5)が作成された。実施に際しては長期行動計画に組み込み、新研修体制等の一定の定着後に出来るものから実施することを期待する。

#### 11-2-7 講師等育成方針と整合した職員研修体制の構築

##### (1) 段階別(連続)研修の確立(専攻研修)

短期行動計画の趣旨に沿い、効果的な専攻研修の実施を目的に 2005~6 年度で全国の職員の能力水準を ABCDEF (高水準⇒低水準) の 6 段階に評価した。モンゴルの実情と、より効果的で実施可能な連続研修方法をモ国側で検討した結果、短期行動計画に示された中級研修に替え、次の方法で実施することとした。これら職員に対し 2007 年度において、能力水準により A・B・CD・EF の 4 段階のレベルに対応した研修カリキュラムを作成、これにより次回の資格更新時まで各段階 5~6 回(一人 2 回程度)の研修を考えている。この研修成績により A・B・C・D の 4 段階に評価する、以後この 4 段階それぞれのレベルで専門研修を連続的に行うが、個々の成績(ペーパー試験に加え勤務実績・勤務態度を評価)に応じ段階は上下する(A 段階の者でも成績によっては B・C 段階に降格する)。なお、今後の新規採用者は初級研修(資格付与)の成績において前記 4 段

階に評価しこの研修に合流する。

当面の実施は、市内局署と近在の署の職員を対象に実施するが、将来は地方4研修所でもこの研修を導入して全国の職員が年1回以上の専攻研修を受講できることが可能となる。この研修の連続的实施により、基本研修は初級研修(資格付与)⇒中級研修(専攻研修)⇒上級研修と一連の段階別の連続研修システムが確立し、職員の能力次第により上位段階の専門的な実務研修を受講することが可能となる。2007年度の実施状況は表4、また、2008年度の計画は表5のとおりである。さらにテーマを決めた自主研修を導入し、検査官の自立的学習意欲を喚起することとしている。この専攻研修の成績(ペーパー試験と勤務成績を総合する)を基に将来資格更新能力の可否を決定することとし、資格更新試験準備研修は廃止の方向である。

これは、いわゆるミスマッチが解消され職員の積極性を喚起し専門能力の向上と全体の底上げが期待できる効果的研修システムと思われる。全国で実施できるようになれば専門分野のエキスパートが全国的に育成され実務研修講師の養成にも繋がることになる。従来の資格更新試験等準備研修から実務研修中心の研修体系にシフトすることになり短期行動計画の趣旨に沿った研修体系が構築された。これに関する長官通達109号が発遣され2007年度から具体的運用となった。

#### 今後の課題等

- ① 研修効果をより上げるためには成績優秀者に対する優遇措置(通信教育では実施)を検討する必要がある。
- ② カリキュラムには検査方策局作成の「検査事例集」等を教材とした研修を加え、より実践的な内容とする。特に検査担当職員には税務職員倫理についても引き続き繰り返し十分な研修を行う。
- ③ 中級研修(専攻研修)がどのように実務に役立っているか研修アンケート等を通じて確認しながら改善し実効性ある研修に努める。
- ④ 早期に全国ベースでの実施に移行するべく所要の措置を講ずる必要がある。

表 4

2007年度 専攻研修実施状況

(センター提供資料)

	A	B	CD	EF	その他	合計
実施回数	4	3	4	4		15
受講人員	78	37	82	81		278

なお、初級研修は2回行われ出席人員は、98名である。また、中級研修(資格更新)は地方4回、中央2回で出席人数は212名である。

表 5

2008年度 専攻研修実施計画(2月12日～8月15日)

(センター提供資料)

	A	B	C	D	その他	合計
実施回数	1	2	5	6		14
受講人員	67	80	113	99		359



注 A 及び B 一回は 2 月末現在実施済みである。

中級研修は地方 6 県で 6 回を 3 月 3 日～6 月 5 日の間に計画している。

(2) プロジェクト内での講師育成

検査局等が行う「検査事例集」「業種別検査法」等のマニュアルを作成する中で講師の育成をする一方、検査官研修(08 年 2 月 25 日～26 日に市内税務署の検査官約 200 名規模で実施した。行政管理局・徴収サービス局等との連携の下に実施)を通じて講師等育成中である。なお、納税者サービス分野では、モデルサービスセンターの職員をセンター開所前に CP により研修を実施した。今後研修センター講師等も参加して専門分野の講師育成の手段とするよう担当部局等との連携を図りながら実施している。

(3) 研修事績と人事記録とのリンク

前記、専攻研修等の研修事績等は、研修・研究センターに記録を残すとともに長官通達 109 号により同研修過程を行政管理局が監督することを明確にした。行政管理局は各検査官の研修事績を人事情報システム(職員の人事履歴記録)に記録するようになり、その後の人事異動・評価等の人事案件に活用されることとなっている。今後はこの人事履歴カードを実際の人事面で活用することが望まれる。

#### 11-2-8 倫理研修の強化

前述のとおり、専攻研修等のカリキュラムにおいては研修開始の最初の講座に倫理研修を組み込んだ。その他 2008 年 2 月 25～26 日に行われた検査方策局主催の検査官研修においても一定時間、行政管理局の倫理担当職員による倫理研修が行われた。また、国別研修カリキュラムには日本における税務職員に対する倫理教育のあり方が組み込まれた。さらに、長官通達 109 号により 3 年に一度行われる専攻レベル評価(国家検査官資格更新評価)に当たっては、ペーパー試験の成績に加え倫理違反・業務上の責任等、勤務態度も加えられることが明確になった。また、同通達 5. 1 では、「UB 市国税局、県、区税務署に 3 年以上の期間継続的に勤務した国家税務検査官の職務を当該税務署長の決定により機関内の移動をする」と明文化され、一定期間勤務した職員のローテーションを定めた。これは、納税者と職員の不適正な癒着を防止し、非行の未然防止に役立つ一方、組織の活性化を促すことになる。このように倫理教育に関する取り組みは一段と顕著になったといえる。この取り組みの継続が期待される。

## 資料 1

### 国税機関の人材機能強化計画 2006 年～2008 年

#### 1. 計画目的

本計画は、国税機関を一定要件を満たした高度な知識を有する人材により強化させ、国家税務検査官資格の付与、研修・再研修システムの改善、国家税務検査官に理論と実務知識を向上させることにより、国家税務検査官の職能及び技術上の公平な競争、役職、昇格、給与、奨励金等が向上する環境を整備することを目的としている。

#### 2. 計画の実施期間

本計画は、2006 年～2008 年までに実施される。施策を予定期間に完全に実行する目的で、国税庁の 2006 年～2008 年の年間業務計画に反映させる。

#### 3. 計画範囲

本計画に下記の事項を含めて決定する。

人材開発指導の改善

国家税務検査官の専門研修、再研修制度の改善

各研修センターの物的基盤の改善

#### 4. 人材開発指導の改善について

- 4.1 国家税務検査官の任命、能力水準の確定、資格の付与、資格更新又は無効等の業務を改善させる規則を作成し、承認させる。
- 4.2 国家税務検査官の日常の職務に準拠する国家税務検査官のサービス基準を作成し、承認させる。
- 4.3 国家税務検査官の研修成績を A、B、C、D、E、F の評価システムに移行させる。
- 4.4 国家税務検査官の能力水準の評価を地位の昇格、業務契約、能力の評価の際に考慮する指標にする。
- 4.5 国家税務検査官から実務経験、知識・技能、能力水準の評価に基づいて国税機関の幹部職員を選抜し、幹部職員研修を受講させ、試験に A を取得した職員を幹部職員補充として登録する制度に移行する。
- 4.6 国税庁に勤務する人材は UB 市及び県の国税局、区の税務署における高度な知識、技能、能力、経験を有する国家税務検査官より選抜する。
- 4.7 職員の職務経験が 3 年以上の条件で語学研修のうへ TOEFLE スコアを 530 点以上取った場合、費用半分を返還する。
- 4.8 外国、国際協力機関による研修対象国家税務検査官数を増加させ、ロシア、中国、東南アジア諸国との交流により国家税務検査官の海外研修を拡大させる処置をとる。
- 4.9 国家税務検査官の能力レベルを調査し、そのレベルに合わせ研修レベルを設定する。

- 4.10 国税機関の人材情報システムを税務管理情報システムと連携して開発する。
5. 国家税務検査官の専攻研修、再研修制度の改善について
  - 5.1 国家税務検査官の2006年～2008年の研修カリキュラムを策定し、準拠する。
  - 5.2 国家税務検査官の専攻研修、再研修は下記の形態により実施される。
    - 5.2.1 国家税務検査官の専攻研修（中級）
    - 5.2.2 国家税務検査官の再研修（上級）
    - 5.2.3 国税機関又は現代の情報技術の進歩を利用する研修
    - 5.2.4 OJT研修
    - 5.2.5 通信教育
    - 5.2.6 幹部職員の研修
    - 5.2.7 ビデオ補助教材
  - 5.3 国家税務検査官の専攻、能力水準を確定する。
  - 5.4 地方、特に県の税務機関に従事している国家税務検査官をOJT研修又は通信教育の受講対象とさせる制度を県、郡、首都における税務機関の業務状況に適合させて実施する。
  - 5.5 地域研修センターは、その地域において継続的に業務を行う環境を整備し、国税庁からの計画により研修を行う。地域においてOJT及び通信教育を組織する業務を自力で実施する。
  - 5.6 地域研修センターの業務を評価し、判断する基準、規則を作成し、年間実績により評価する。
6. 各研修センターの人的及び物的基盤の強化について  
各研修センターの講師の教授法、知識を向上させる  
教材、マニュアル等の物的基盤を充実させる  
研修・研究センターにコンピューター教室を設置する。  
研修・研究センターに実用的な図書館を設置する。  
地域研修センターの物的基盤を強化させる。  
各研修センターに通信教育に必要な機材を提供する。
7. 計画への出資  
計画実施に必要な資金を国税機関の中央施策費により出資するが、諸費用については外国、国際機関の協力により構成させる。
8. 計画結果  
本計画を完全に実施することにより、国税機関の職員採用、国家税務検査官の再研修、専攻研修、奨励制度が改善し、国税機関の人材機能が強化され、その結果、納税者に対し高度なサービスを提供し、税法運用が改善される。

## 資料 2

国税庁指令 2007 年第 109 号通達付録

### 国家税務（主任）検査官の勤務に関する規則

#### 1. 総則

本規則の目的は法律で与えられた権利及び義務を果たし、倫理を保持する租税専門の職員で国税機関を強化させることにある。

国家税務検査官は第 194 号の政令により国家公務員区分の TZ-4、TZ-5、TZ-6 格付けに、国家税務主任検査官は国家公務員の TZ-7、TZ-8、TZ-9、TZ-10 や上位区分の TZ-11 格付けにそれぞれ所属され、承認した規則に定めた行政官職の職級に格付けされる。

国家税務検査官は国税庁長官の 2006 年第 86 号の指令で承認された計画により国税庁の研修・研究センターが実施する研修に参加する。

国家税務（主任）検査官は機関の予算担当マネージャーと年間業務実績契約を結ぶ。奨励の分量、形態、専門能力を向上させる研修の対象条件などを同契約上に記載する。

国家税務（主任）検査官はモンゴル国行政機関に関する法律に定めた国家公務員の地位で保証され、一般税法及び国家機関の管理、融資に関する法律に調和した奨励金を受領する権利がある。

国家税務（主任）検査官の倫理に反した国家税務（主任）検査官に国家公務に関する法律及び国家税務検査官の倫理規則の関連規定を基に刑罰を課す。

県及び区の税務署に国家税務検査官が人員不足な場合、要員の選定に国税庁長官の 2006 年第 2 号の指令により承認された“国家税務検査官の職務任命、その勤務に関する規則”に従う。

国税庁、UB 市国税局に税務検査官の人員が不足した場合、所轄する他の税務署の検査官から選定し当該職務に任命する方針を実行する。

#### 2. 国家税務主任検査官の勤務について

- 2.1. 国税庁副長官、UB 市国税局局長、副局長、県及び区の税務署署長及び各税務機関の組織構造の単位（庁、局、部、課）の長は国家税務主任検査官となる。また国税庁、国税局の組織構造の単位（庁、局、部）の人員定数により国家税務主任検査官が業務に従事する。
- 2.2. 国税庁、UB 市国税局の組織構造の単位（庁、局、部）ごとに 国家税務主任検査官の要員となる職員を国税庁長官や国税局の局長が任命し、その職員への主任検査官資格の交付に関する意見を国税庁管轄の国家公務委員会の支部へ送付する。
- 2.3. UB 市国税局の副局長、部長又は県、区の税務署長又は各国税機関の組織構造の単位（局、部、課）の長の地位につく幹部役員を国会議 2003 年第 13 号の通達より承認した“国家組織幹部役員に任命される役員の選定に関する規則”の関連規定に

- より選定を行い、その結果に基づいて当該幹部から役員の任命を決定する。
- 2.4. 幹部役員に任命された国家税務役員に国家税務検査官の資格を交付することに関しては、国税庁管轄の国家公務員委員会の支部委員会の会議において協議し決定する。同決定に基づき幹部役員に任命された役員へ国家税務主任検査官の資格を交付する事を国税庁管轄の国家公務員委員会の支部委員会において協議し決定する。
  - 2.5. 関連法令に従い国税機関の組織単位（部、課）の長及びそれ以上の地位の幹部役員（以降“幹部役員”という）を解任された或いは退職した役員の“幹部検査官の権利”はその役員を当該役職から解任又は退職する日付で無効とする。
  - 2.6. 税務機関の幹部役員は自発又は正当事由より当該役職から解任され国家税務検査官の役職を異動により勤める場合それを“国家検査官の権利”があるとみなす。
  - 2.7. 国税機関の幹部職員は当該役職より解任又は退職の決定の日付の期限をもって国家税務（主任）検査官の証明書や印を所属税務機関に返却する。
  - 2.8. 国家税務（主任）検査官として従事した後に国家税務検査官の職務に異動する場合、国家税務検査官の証明書や印を関連規則に従って新たに交付する。
3. **国家税務検査官の業務の特別条件や専攻研修について**
    - 3.1. 国税機関の徴税、サービス・個人所得税・検査、統計・経済、租税広報及び国家登録業務には当該職務記述書に定めた一般条件を満たした財政専門家、エコノミスト、会計士、法律家や学士や学士以上の号を持つ国家税務検査官が従事する。
      - 3.1.1. 各税目の応用ソフトの適正な作成、導入、その変更又は追加など IT 業務には、当該職務記述書に定めた一般条件を満たしたデータベースのデザイナー、管理者、ソフト作成者、ソフトウェア専門家、学士号を持つ職員；
      - 3.1.2. 国税機関のコンピューター、ハードウェアの確実な運営の整備、改善や技術開発の税務機関への導入、ネットワークの拡充と整備、ソフトウェア又はハードウェア、ネットワークについて国家税務検査官へ助言又は研修を行うなどの業務には、当該職務記述書に定めた一般条件を満たしたコンピューターのハードウェアエンジニアやエレクトロニック・エンジニア、学士号を持つ職員；
      - 3.1.3. 国家公務、税務、民事又は刑事法の取り扱い、案の作成、説明、裁判所において原告側又は被告側としてかかわる業務の経験を有し、当該職務記述書に定めた一般条件を満たした法律家、学士号を持つ職員；
    - 3.2. “国家税務検査官研修カリキュラム”により専攻研修（中級）、再研修（上級）、OJT、通信教育対象の国家税務検査官を選考する。
      - 3.2.1. 国家税務検査官の専門知識を向上させるための研修を、研修・研究センターが当該年度計画に従って UB 市及び地方研修センター又は必要に応じて県の税務署において実施する。
      - 3.2.2. 研修・研究センターが当該研修を行う科目、プログラムを国税庁の副長官が監督し、国税庁長官が承認する。
      - 3.2.3. 国家税務検査官の専攻研修過程は、国税庁の行政管理局が監督する。
      - 3.2.4. 研修終了の際、研修科目で試験を実施し、評価する。評価は A（90 点以上）、B（81～90 点）、C（71～80 点）、D（61～70 点）の 4 段階システムにより行う。

- 3.2.5. 研修・研究センターが研修対象の国家税務検査官の試験点数等専門レベルの評価を国税庁の幹部会に報告し決定する。
  - 3.2.6. 研修対象検査官の評価を“国家税務検査官の専攻レベルに対する評価”試験の実施に配慮する。
  - 3.2.7. 国家税務検査官は3年間で研修・研究センターが行う税務専攻研修にUB市国税局、区税務署の国家税務検査官は5回以上、県の税務署の国家税務検査官は1回以上それぞれ受講させるものとし、専攻レベルの評価を受けなければならない。
4. 国家税務検査官の業務、専攻レベルに評価について
- 4.1. 国家税務検査官の専攻レベルを評価する試験は3年間に1回国税庁が行う。
  - 4.2. 国家税務検査官の専攻レベルを評価する試験は下記の基準により行う。
    - 職務記述書上の義務及び目標の達成度を評価する。
    - 業務の知識能力に関して面談し評価する。
    - 国家税務検査官の業務実績契約の実施を監査し評価する。
    - 行政機関の公務員かつ国家税務検査官の倫理の法規に従っているかを評価する。その際、倫理違反又は業務の責任上の懲戒処分等の状況を検討し、評価の際考慮する。
    - 国家税務検査官の専攻研修受講状況及び試験の点数を評価する。上記評価の合計で総合評価をする。
    - 国家税務検査官の専門レベル評価は、得べき総合評価の71%以上を達成した場合専門レベルに達したものとし、71%未満の場合は専門レベルに達していないものとみなす。
  - 4.3. 県、区の税務署、UB市国税局の国家税務検査官の専攻レベルを評価する試験は、国税庁の当年度の計画に記載し実施する。
  - 4.4. 国家税務検査官の専攻レベルを評価する試験は国税庁長官の指令により任命された委員会が指示書に従って実施する。
  - 4.5. 職務記述書上の業務実績、面談結果、契約上の業務実績の評価又は、その他の考慮する事項別の評価（点数）をいかに計算し総合評価するかについて国税庁長官が承認した指示書に記載する。
  - 4.6. 委員会は試験の終了の際、指示書に従って税務検査官別に一般評価をA、B、C、Dシステムで評価し専攻レベルを満たした又は満たしていないとの区分で総合点数をまとめ、国家税務検査官の資格を更新又は排除に該当する検査官に関する意見を国税庁幹部会へ報告する。
  - 4.7. 関連法令の規定に基づき専門レベルを満たした検査官の国家税務検査官の資格を国税庁長官の指令に従い3年間に延期する。
  - 4.8. 専門レベルを満たしていない検査官の国家税務検査官の資格を国税庁長官の指令により一時的に解除する。専門レベルを満たしていない国家税務検査官を国家公務に関する法律第23条1.2項の規定に基づき専攻レベルは当該役職に勤める条件を満たさないとみなし、税務検査官として一時的に従事させる。

- 4.9. 国家公務に関する法律第23条の23.1、23.1.1、23.1.2規定及び労働法の第35条に定めた根拠により役職から一時的に解放された国家税務検査官は専攻レベルを評価する試験を受けなかった場合その国家税務検査官の資格は保持され、役職にもどるとき当該税務署からその国家税務検査官の資格を更新する補欠試験を受けることについて国税庁において解決する。その他のケースで3ヵ月までの期間休職中の税務検査官で国家税務検査官の専攻レベルを評価する試験を受けなかった税務検査官は仕事に戻る前にその補欠試験を受け、国家税務検査官の資格の更新を決定する。
- 4.10. 国家税務検査官の資格を一時的に解除した税務検査官に関しては1年間以内に試験委員会に業務を再評価させ、国家税務検査官の資格更新を関連法令にしたがって決定する。
- 5 国家税務検査官の人事異動、転勤、解任、国家税務検査官の資格の無効について**
- 5.1. UB市国税局、県、区税務署に3年以上の期間継続的に勤務した国家税務検査官の職務を当該税務署署長の決定により機関内で異動をする。
- 5.2. 国税庁の部、局、UB市国税局、区の税務署の検査官を税務機関の間で異動させることを国税庁、UB市国税局の長により決定する。
- 5.3. 国家税務検査官は正当な理由により自ら辞職した後3ヶ月以内に国税機関のいずれかの局、署に勤務する場合は、国家税務検査官の資格は保持する。
- 5.4. 国家税務検査官は正当な理由により他の税務機関への転勤の要望を国税庁へ事前に通知する。国家税務検査官の転勤に関する要望を国税庁の人事担当部署が検討し関連する税務機関へ通知する。
- 5.5. 国家税務検査官の倫理規則違反で懲戒処分になった税務検査官は1年間以内に再び倫理規則に反した場合、関連法令の規定に基づいて国家公務員を解任する。
- 5.6. 関連法令に従い、当該税務機関の長の決定により国家税務検査官の役職から解任された検査官はその決定日付をもって“国家税務検査官の証明書”、“国家税務検査官の印”を当該税務機関へ返却する。また、正当な理由により自発的に他の税務機関に転勤するために辞職した税務検査官も同様である。
- 5.7. 国家税務検査官の役職を辞職又は解任された国家税務検査官の“国家税務検査官の証明書”、“国家税務検査官の印”を受理した税務署、局は暦日30日以内に当該税務機関の長の決定とともに国税庁の人事担当部へ送付する。
- 5.8. 関連法令により自発又は他の理由で辞職した税務検査官は3ヶ月以上の期間にいずれかの税務機関に戻っていない場合、国家税務検査官の資格を無効とみなす。
- 5.9. 国家税務検査官の倫理に違反し、関連法令により国家公務員を解任された税務検査官の“国家税務（主任）検査官の資格”はその解任に関する決定の日付で無効とされる。
- 5.10. 国税庁の人事担当部は、税務検査官の役職を退職して3ヶ月以内に戻っていない職員及び税務機関から解任された税務検査官及び幹部の役職を退位した職員のリストを毎年まとめる。これに基づき、国税庁長官は、“国家税務（主任）検査官の資格”の無効に関する指令を出す。

- 5.11. “国家税務検査官の資格”が無効になった税務検査官は税務機関に再就職する場合、初級研修及び所定の試験を受ける。



資料 3

承認 国税庁副長官 B. Aruinsan

国税庁研修・研究センターの2008年度の実施業務計画

No	基本業務方針	基本業務方針の実施	期 間	執行役員	監督役員
	1 租税の法的範囲の改善案を作成する。税法改正の実施に当たって法的書類を改善させ改新する。				
	1.1 税法令を新たに作成し改善する。その内、国際租税に関する調査案を作成し、法律の関連性を改善する業務を継続的に実施する。	1.1.1 税務職員の日 “経済成長を税対策で支援しよう”とのワークショップを組織する。 1.1.2 税法の不備事項、規定及び税法で調整されずに残った税関係を検討し、その解決方法に関する案を作成し税務行政協力局へ提出する。	9月  第1四半期	Kh. khurmetkhan	Ya. Mishiglunden
	1.2 税についてマクロ的に調べる調査方針を確定し、調査を開始する。	1.2.2 税についてマクロ的な調査の方針を確定し、幹部に報告する。 1.2.2 税についてのマクロ的調査の方針に基づいて下記の調査を行う。 ・ 国家予算の税収構造の調査 ・ 税負担の調査 ・ 国家予算の税収に民間セクターが占める割合の調査	第1四半期  年内	L. Azzaya	Ya. Mishiglunden
II	2 納税者の登録、徴税業務の改善、課税・納税に対する管理の改善等により国家又は地方予算の税収計画を実現する。				
	2.1 電子申告制度を拡充させ電子申告の受理業務に対する各段階での税務機関幹部の管理を改善しレベルアップを図り、地方税務署におい	2.1.1 特定地方税務署に電子申告システムの導入を行い、同申告の実施に向けた地方税務署の研修・広報活動の開始。 2.1.2 電子申告書の作成、管轄税務署への送付、誤った場合の修正などについて研修対象	年内  適宜	講師  講師	Ya. Mishiglunden

	て導入を始める。	者へ説明し、広報する。			
III	3 納税者に対するサービスを迅速に行い、税法に関する広報を拡充する。				
	3.1 納税者の社会意識を向上させる課題に取り組む。	3.1.1 UB 市国税局及び税務署から納税者を対象に行う研修カリキュラムを作成し送達し、必要な措置をとる。 3.1.2 UB 市国税局及び税務署から納税者に対する研修については、必要に応じ講師が研修を行う。	年内	講師	Ya. Mishiglunden
IV	4 税務行政を改善し電子管理を導入する。				
	4.1 国税機関の中期戦略計画を策定する。	4.1.1 国税機関の中期戦略計画を策定する。(プロジェクト団と共同) 4.1.2 世界銀行による“税務行政改善プロジェクト”の計画に基づきプロジェクト団・専門家と協力する。 4.1.3 JICA 専門家と協力する。	第2 四半期  年内  年内	B. Tsogtnaran  講師  Kh. khurmetkhan	Ya. Mishiglunden
V	5 税務機関の人材機能、機材を強化し、公開業務の国家機関の定着に向けた措置をとる。				
	5.1 国家機関の人材機能を強化させる3カ年計画に基づき、国家税務検査官の専門能力向上を目的とした効果的な施策を講じ、人材対策を確定する。	5.1.1 UB 市国税局、区税務署の国家検査官の継続研修(20人)を特定企画により実施する。 5.1.2 国家税務検査官の資格を交付する初級研修を行政管理局の指針に従ってUB市、地方研修センターに組織する。 5.1.3 下記の県に中級研修を実施し国家税務検査官の資格更新試験を実施する。 Zavkhan、Dornod Khentii、Khovd、Bayankhonga、Bulgan	適宜  適宜  企画により	Kh. khurmetkhan G. Galbadrkh 講師  Kh. khurmetkhan 講師 行政管理局  Kh. khurmetkhan 講師 行政管理局	Ya. Mishiglunden

		<p>5.1.4 地方における国家税務検査官に対する通信教育の準備をし、応募し、研修を実施する。税務検査官に対する専攻研修を受講させる。</p> <p>5.1.5 非政府機関又は納税者依頼による税法令、簿記会計、国際会計基準に関するセミナーを実施する。</p> <p>5.1.6 通信教育の資料を作成し地方へ送付する。</p> <p>5.1.7 国家税務検査官の資格交付又は更新、継続研修のカリキュラムを作成する。</p>	<p>第2、3、4四半期</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>年内</p>	<p>G. Galbadrkh 講師</p> <p>講師</p> <p>Kh. khurmetkhan 講師</p> <p>Kh. khurmetkhan 講師</p>	
		<p>5.1.8 国家税務検査官の資格交付又は更新、継続研修の受講者に対する試験問題を作成し、試験の際に活用する。</p> <p>5.1.9 国家税務検査官・講師がそれぞれ4つ以上のマクロ経済の講義要領を作成する。</p> <p>5.1.10 税務・経済大学の設立に関する検討を行い幹部に報告する。</p>	<p>年内</p> <p>年内</p> <p>第一四半期</p>	<p>Kh. khurmetkhan 講師</p> <p>Kh. khurmetkhan 講師</p> <p>Kh. khurmetkhan</p>	
	5.2 税務機関の国際関係を拡充させ、先進国における研修を受講させることについて関係機関と協力する。	5.2.1 研修・研究センター職員を外国、国際機関の研修センターで受講させ専門能力のレベルアップを図る。	適宜	Ya. Mishiglunden	B. Ariunsan
VI	6. 内部業務				
		6.1 研修センターの2007年度の年末及び各四半期の業務報告書を作成し、部員会議により協議する。	各四半期	Kh. khurmetkhan	Ya. Mishiglunden
		6.2 研修センター職員	各四半	Kh.	

	<p>会議を四半期ごとに行い、業務実績の過程、今後の目標について協議を行う。</p> <p>6.3 税務機関、納税者及び他機関からの公文書、意見等に対し関連法規を基に期限内に回答する。</p> <p>6.4 必要性に応じ行われる調査を行い幹部に説明する。</p> <p>6.5 各職員は業務報告書、業務計画、契約を国家機関委員会による基準に従い、四半期ごとに作成し評価する。</p> <p>6.6 受理又は送付した書類の記録を定期的に行い、各書類を保管規則に基づき保管部室に引き渡す。</p> <p>6.7 研修・研究センター職員の会議の議事録をとり任務の実績評価を行う。</p>	<p>期</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>各四半期</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p>	<p>khurmetkhan</p> <p>講師</p> <p>Kh. khurmetkhan 講師</p> <p>Kh. khurmetkhan 講師</p> <p>B. Badamtsetseg</p> <p>S. Bayasgalan</p>	
--	--	--	--	--

## 資料 4

### 国家検査官に対する通信教育規則

#### 1 通信教育規則の目的

- 1.1 本規則の目的は、遠隔県及びソムに在籍する検査官が業務に従事しながら研修を受け、知識・能力を向上できる機会を与える方針で遠隔地を中心に実施する教育(以下、通信教育という)の内容、体制の特定、研修教材の作成、送付、実施、評価に関する調整を行うことにある。

#### 2 通信教育の内容

- 2.1 国家検査官に対する通信教育は税法規、簿記会計等基本科目以外に納税者に対するサービス、広報活動、不服審査活動、タックス情報システム、ソフトウェア、法人の国家登録などの特定科目を対象とする。
- 2.2 通信教育の内容は、国家検査官の能力水準、経験を考慮した初級、中級、上級に分類することができる。
- 2.3 通信教育の教材は現行の法令、関係機関からの指示書、要領、マニュアル、国際会計基準等に適合し、理解しやすい事例で説明された内容である必要がある。
- 2.4 通信教育教材には、特定の事例について起こりうる状況を前提に当該状況の法律上の解決方法について取り入れる。
- 2.5 通信教育の教材に自習テスト、レポート、問題集を添付する。
- 2.6 通信教育研修テーマ・教材は、国税庁研修・研究センターが作成し、研修受講者の所轄税務署、局を通じ送付する。
- 2.7 研修カリキュラムは、当該科目の内容に応じて通信教育の継続期間及び一つの科目の研修継続期間を研修・研究センターの提案に基づいて行政管理局が決定する。

#### 3 通信教育の形式

- 3.1 通信教育は以下の形式により行われる。
  - 3.1.1 通信教育の教材は送付せずテーマのみを与え、通信教育対象者本人が当該テーマに沿って自学自習し、特定の試験で能力水準を評価する。
  - 3.1.2 通信教育教材を送付し、当該教材の内容に沿って自学自習し、特定の試験で能力水準を評価する。

#### 4 通信教育教材の配布(送付)

- 4.1 通信教育教材は下記の方法で送付する。
  - 4.1.1 国税庁の Web Site 経由
  - 4.1.2 各税務署のメールアドレスへ
  - 4.1.3 研修受講者にメールで
  - 4.1.4 教材をオーディオ、ビデオ、CD にて
  - 4.1.5 教材を複写して、紙ベースで

- 4.2 県税務署は研修・研究センターから送付された通信教育教材を複写しソムの研修受講者に届ける。
- 4.3 通信教育教材が研修受講者の手元に届いたかについての管理を行う。
- 4.4 教材等の管理は県税務署の特定な長、幹部職員の業務とする。

## 5 研修を受ける準備

- 5.1 研修・研究センターは、通信教育カリキュラムを作成し、ホームページ又は国税庁ネットワークに掲載することにより応募業務を組織する。
- 5.2 通信教育は、税務職員が研修カリキュラムを選択し、希望で参加するが研修参加は制限なく自由参加とする。
- 5.3 国家検査官は国税庁の研修・研究センターから配布された研修教材から各自の能力水準に合わせ研修レベルを選択できる。
- 5.4 研修テーマ、レベルを選択し、研修を受ける検査官は教材の内容に関する疑問、質問を研修・研究センターの担当教官と連絡し確認及び意見交換をする。
- 5.5 テーマ別のテスト等を県税務署に送付する。
- 5.6 研修を受ける検査官は、研修・研究センターに特定された期間の締め切り 10 日以内に中央から送付されたテスト、問題に規定された規則に基づいて解答し、研修・研究センターへ返送する。
- 5.7 研修・研究センターは、テスト、問題集の解答を検討し評価する。
- 5.8 研修テーマを完全に理解でき 71 点以上に評価された検査官は次のテーマに進むことができる。
- 5.9 国税庁から派遣された委員会は、通信教育の各プログラムを完全に把握し、テーマ別の試験 71 点以上に評価された検査官に対し終了試験を実施する。終了試験は特別プログラムオンラインで実施する場合、質問の解答時間の最大限を決定する。試験に合格した検査官に対し証書を授与する。
- 5.10 終了試験は地方において実施する場合、委員会構成員に当該税務署の署長、研修担当国家税務検査官が参加する。

## 6 通信教育の体制

- 6.1 一つの県で 10 名以上の検査官が一つのカリキュラムに応募した場合、当該研修を当該県において実施する。
- 6.2 通信教育は、国税庁研修・研究センターが年間研修計画に反映させ、研修内容の確定、カリキュラム、研修教材の選定・作成、通信教育希望者の申請書の受理、登録、教材の郵送、終了試験の評価までの全ての業務を総括的に管理する。
- 6.3 当該税務署長、研修担当課長、国家税務検査官が下記の通信教育実施上の責務を持つ。
  - 6.3.1 通信教育の申請書の受理及び国税庁研修・研究センターへの送付。
  - 6.3.2 研修教材を規定期間内に研修受講者へ送付。
  - 6.3.3 通信教育の試験の実施。
  - 6.3.4 通信教育教材の内容及び手順、規則に関する質疑への回答。

- 6.4 国税庁研修・研究センターは、通信教育に係る費用の予算計画を作成し毎年の予算に反映させる。

## 7 通信教育受講者の責務

- 7.1 通信教育を受講する検査官は下記の責務を有する。
- 7.1.1 選択したテーマにより研修を受ける申請書を所属税務署長に提出する。
- 7.1.2 通信教育の希望申請に当たっては、本業への影響及び実務執行上の負担の無いように研修に参加する。
- 7.1.3 通信教育に必要とされる教科書、教材等を自ら用意する。
- 7.1.4 特定規定に基づいて研修教材を受け取り、試験を受ける。
- 7.1.5 研修テーマを研究し作成し、書留郵便(紙ベース)で国税庁研修・研究センターへ送付する。

## 8 通信教育受講者の権利

- 8.1 通信教育のテーマ、レベルを自由に選択できる。
- 8.2 通信教育教材を無料で取得できる。
- 8.3 理解できないあるいは疑問等についての質問を、研修・研究センターの担当教官と連絡し確認もしくは意見交換をすることができる。

## 9 禁止事項

- 9.1 通信教育受講者は下記の事項を禁止する
- 9.1.1 試験テストを他人に記入させる。
- 9.1.2 正当な理由なく通信教育を途中で辞める、試験を受けない、テストの解答を返送しない。

## 10 通信教育受講者に対する優遇措置

- 10.1 終了試験成績優秀者(成績評価71%以上の者)に対し下記の優遇条件を認める。
- 10.1.1 中央でのセミナー、研修参加を優先して割り当てる。
- 10.1.2 複数の研修において良好な成績をとった場合、国家検査官資格更新試験を一回免除する。
- 10.2 終了試験の成績の不良者は同じテーマで再度研修を受けることとする。国家検査官資格更新試験の免除は受けない。

## 11 責任

- 11.1 本規則に違反した国家税務検査官に対し、関係法令に従って責任を負わせる。

### 規則承認について

モンゴル国一般税法第21条第6.1項の規定、第23条、政府の関係法務に関する法律第8条第8.4項に基づいて決定する。

- 1 “国家税務検査官に対する通信教育”を補足により承認する。

- 2 本規則の実施に対する管理業務は行政管理部 (O. Chimid)、研修・研究センター (Ya. Mishiglunden) に委任する。
- 3 “国家税務検査官に対する通信教育” の承認に伴い、国税庁長官 2006 年 10 月 11 日付第 187 号の通達により承認された“国家税務検査官に対する通信教育の仮規則”を無効とする。

国税庁長官                      L. Zorig



## 資料 5-1

### 研修・研究センターの講師等育成計画

#### はじめに

税務行政の目的は、国民の負託に応え、更なる透明性と均一な執行を確保し、適正・公平な課税の実現を図るため、職員一人一人が社会情勢の変化に対応した資質を備え、自信と誇りを持って担当事務を遂行できるよう人材の育成を図るとともに、高い倫理観と意欲を持って働ける職場環境を醸成することが肝要である。このためにはモ国当局が自らの力で研修制度を整備し発展させ、知識経験はもとより、倫理観の高い高潔な人材を発掘し講師として育成しなければならない。研修講師(以下講師等という。)には、こうした崇高な目的達成のため、自らの職責を自覚しモ国国税庁の将来を担う優秀な職員の育成が要求される。また、研修・研究を行うためのよりよい環境を作り、研修・研究センター(以下、センターという。)は、十分にその役目を果たさなければならない。これら人的整備は、短期行動計画でも示されたところであり、現状を踏まえ永続的な講師等の育成と研究部門の確立によりセンターの充実強化を総合的に図る目的で講師等育成計画を提言する。

2007年度に時代の要請に応え基本研修を実務研修主体の体系に改革した。これに対応するためには、直ちに講師育成等の方法を変更することは適切ではない。当面は現行の教育体制で取り組み、ある程度の定着を待って計画実施の検討をする。この計画は「センター講師の育成」「研究部門の確立」「研修・研究センター通信発行」の3点から構成されている。

#### 1 センターの現状

##### 1-1 講師の数

講師数 中央研修所 専任講師 6名(法律専門3名・会計学3名)、  
非常勤講師 30名

地方研修所 4箇所 各研修所 1名 計 4名(非常勤)

##### 1-2 採用方法及び勤務年数

決められた採用時期、採用方法はない。中央の専任講師は、長期業務契約であり配置換等の異動は少ない。

##### 1-3 研究部門

現在は、税法(税務行政)等に関する課題研究等を行っていない。

#### 2 計画の概要

##### 2-1 講師等の構成

基本研修は、研修効率及び後述する全国同一水準での研修を行う面からも資格付与研修(初級)は各研修所単位で、それ以後の連続研修はセンターで集中的に実施することが望まれる。これは「短期行動計画」で示されているところである。これらを想定して考えれば、税法以外の法律関係(簿記会計学を含む)の講師は部外講師(大学教授等)に委託し、税法等(個人所得税・法人所得税・付加価値税・特別税・徴収等)を担当する専任講師の人数は、各事務系統別構成員数等により異なるが5~6名程度が適当と思われる。これら専任講師は、部内講師(税務職員)とする。

## 2-2 新研修体制に対応する講師等育成の必要性

部内講師育成の必要性は、長期行動計画に示された、モ国税務職員教育システムの安定的構築を図るうえで最も基本的な要件である。急速に進展する経済は、取引の複雑化・広域化・情報化・国際化をもたらす税法は今後一段と複雑になることが想定され、先行する民間企業の動向に税務行政が遅れないよう課税・検査・徴収業務等での対応が求められる。新体制のもとで担当する検査官が「定められた研修を毎年継続的に、質的にも地域的にも同一水準」でかつ「最新の情報・手法」を研修できる講師(非常勤講師を含め)の布陣を構築する必要がある。

実務研修を担当する講師は、一人の講師が長期間その職に留まることは上記理由から好ましくない。直近まで現場で実務に当たっていた中堅以上の国家検査官の方が実務に直結した実践的指導ができることは明白であり、教育者としての経験はなくても実務を教えることになんら障害はない。

したがって継続的に最新実務の研修を行うには、一定期間(3年程度)で交代するシステムいわゆるローテーションを確立することで人身を回転する体制を構築すべきと考える。非常勤講師についても同様とする。

## 2-3 講師の職務

研修講師を主たる業務とするが、研修計画、研修教材等の作成、地方研修所の指導、通信教育の添削指導及び下記 2-5 の「研修・研究センター通信」の編集発行等センターの業務全般を行う。

## 2-4 研究部門の確立

上級研修(幹部養成研修)修了者のうちから国税庁幹部あるいは政策立案者として活躍できる人材を2~3名国税庁幹部会が推薦しセンターの研究部門に研究員として配置する。研究員は、短期行動計画に示された「幹部養成研修」の目的に沿った研究を行うことし、それぞれ課題を設定し研究を行い、論文としてまとめその成果を税務行政の運営に資する等、研究部門の業務を明確にする。

## 2-5 「研修・研究センター通信」(仮称)の発行

センターの活動状況・年間研修計画等の伝達・税に関する広報等センターの意思伝達の手段としての機関誌を年1~2回程度発行して全職員及び関係する他の官庁に周知する。編集等は講師が輪番で行う。

以上を総合してセンターは、長官直属の組織として、講師等の育成強化により、国税庁における研修・研究の頂点として部内職員の研修はもとより、市場経済化の進展に伴い他省庁においても税務の知識が必要な業務が発生することが想定されることから、それら職員の研修も受け入れる。また、研究員は、自己の研究の他に一般納税者を対象とした税に関する公開講座等により税知識の普及の一翼を分担する。

講師等育成計画の最終目標は、講師等の育成強化とセンターの機能強化とを一体で考え長期行動計画に示されたセンターの「税務大学校」への格上げのための基盤整備の意味も併せ持っている。

### 3 講師等に要求される基準

講師等は、次の基準を身に付けた人物が望まれる。

#### 3-1 社会情勢の変化に対応できる先見性のある人物

国際化・高度情報化の進展の中で、国際取引や電子商取引等の拡大変化に対応できるように、専門的知識を身につける。

#### 3-2 検査(徴収)・審理等の専門的実務能力を有する人物

税務行政を巡る環境の変化等に的確に対応し、法律に基づいた適正な税務行政の執行を確保していくためには、高度な検査・徴収能力及び税法審理及び判例等に関する知識を身につける。

#### 3-3 明るい職場環境の醸成に配慮できる、倫理観の旺盛な人物

特に、講師等や将来幹部職員となる者は、倫理観旺盛で透明性確保に熱意を持つとともに、社会情勢の変革に伴い発生するセクシャルハラスメント及びメンタルヘルスに関する知識も当然に身につける。

### 4 講師等適任者の選考方法等

4-1 新体制に対応する講師(研究員を除く)育成は、先ず適格者の選考から始まる。適格者としては、上記2-2により中堅以上の国家検査官で特に実務経験豊かで専門研修等で優秀な成績を修めた者のうち、人物的に優れ、正義感の強い者でなければならない。選考に当たっては、責任ある推薦を期す目的で、以下に示す評定項目に基づく「勤務記録書(案)」(資料5-2)により所属の長が一定の時期に上記適格者の中から真に講師としてふさわしい者かどうかを判断し、推薦を行うものとする。ただし、ここに示したものは、一例であり、これにとらわれることなく、現行の人事評価方法も重視しモンゴルの国情に合わせ、様式の変更や評定項目の追加、削除、修正をすることとする。

#### 4-2 評定項目等

評定項目および具体的記載要領(案)は、(資料5-3)による。

#### 4-3 採用方法・時期

採用に当たっては、4-1により選考された者から「勤務記録書」及び「人事履歴カード」による書類選考を経た後に行政管理局(人事担当)及びセンターが個別に面接して講師候補者を選定する。地方研修所への勤務も想定し本人の希望等も考慮して採否を判断し長官に報告する。長官が採否の最終決定をする。

採用時期は、下記5に記載する講師等育成研修の効率的実施面から、基本研修開始に併せて1回一定時期に行うのが望ましい。これは長期行動計画に示された「定年退職者の増加に伴い、毎年定年退職の時期を一定時期にするとともに、それに見合う新規採用者の採用時期を一定時期とする法制度を整備すべきである」に連動するところである。

## 5 講師等育成研修の実施方法

5-1 講師等育成研修に関する日程・カリキュラム等は、実務研修等の定着を待って、5-2 以降に示した事項を参考に長期にわたり対応できるような実施計画をモ国当局が立案する。部内研修は、1 週間程度センターで集中的に行うものとする。また、部外の研修は、大学と協議して適当な時期を決めるが、いずれも年一回採用直後に実施する。

### 5-2 部内の研修

研修科目は、急速な近代化による高度情報化・取引の複雑化、国際化及び訴訟社会の到来に対応できる職員を育成する観点から、専門分野の知識は当然有しているのであるから、講師として特に必要と思われる次の点について配意したカリキュラムを組む必要がある。これらの講師としては、長官を始め国税庁幹部及びセンター講師が担当するが、科目によっては、大学教授等を招へいし実施するか聴講を行う。

- 長官講話
- 公務員(税務職員)倫理
- 税制改正と今後の課題
- 不服申し立て事務
- 租税の判例と行政手続き
- リスクマネジメント
- 講師実技訓練(ロールプレイング等)

### 5-3 部外の研修

教育大学、行政アカデミーとタイアップした研修

同大学等のカリキュラムの内容に合わせ、研修講師並びに税務職員として真に必要な受講科目を検討する。

### 5-4 研究部門の業務及び研修

短期行動計画に示された「幹部養成研修」に沿い海外研修、大学の聴講を通じて課題研究を行う。課題としては次のようなものが考えられるが、モ国が当面する税務行政が抱える諸問題を題材にして執行面から研究し論文を作成する。結果を発表会等で報告するとともに、「論叢」として編集し関係官庁及び関係部署に配布する。採用できるものについては、今後の税務行政に反映させる。

- 個人所得課税の現状と問題点
- 法人所得課税の現状と問題点
- 付加価値税の現状と問題点
- 特別税の現状と問題点
- 海外取引に関する問題点
- 税務訴訟に対する対応
- 納税者サービスのあり方
- 諸外国の税制について
- その他、税法解釈や広報に関するもの等

## 6 講師等育成計画の実施開始時期及び予算措置

当該計画は短期間に実施できるものではなく、長期行動計画に組み込んだ形で段階的に行うのが望ましい。税務職員の能力アップは税収の増加に直接繋がることから、実施に関する必要予算の獲得には関係機関への強力な働きかけを行う。計画の周知並びに監督者等に対する勤務記録書の記載方法等についての研修は行政管理局が中心となり実施決定後速やかに行う。

## 7 実績評価・処遇等

国税庁長官等幹部は、優秀な講師等及び税務行政に反映されるような論文を発表した研究員に対する実績評価を的確に行い、該当事項を「研修・研究センター通信」に掲載するとともに該当者を顕彰する。

研修講師として有能な人材を集めるため、その職務の特殊性・重要性から昇任・昇格・特別昇給等で相応な処遇を行うほか、講師勤務明けの者はその後の職務・勤務地等に関する希望を尊重する。

資料 5-2

勤 務 記 録 書 (研修講師推薦用)

秘密扱い

所属部署			職 名			
氏 名		男 女	生年月日	年	月	日
			( 歳)			
住 所			家族構成			
事務別経験年数	課税・徴収		講師			
	検査		その他(他官庁等)	年		
評定項目	評 定 内 容					
責任感						
判断力						
知 識						
企画力						
指導力						
仕事の処理						
総合評価及び 監督者意見	(研修講師として特にふさわしい点等及び特技・資格)					
特記事項等(職 員の希望等)	(勤務上配慮すべき事項等)					

評定期間 年 月から 年 月 評定月日 年 月 日

推薦者(評定者)官職 氏名 印

## 資料 5-3 「勤務記録書」の記載要領

### 1 「勤務記録書」の記載要領

講師等は、「勤務記録書」により推薦するものとするが、その評定にあたっては次の点に留意して厳正・的確に行う。

- ① 所属長等評定を行うものは、厳正な態度を堅持し、平素の観察及び指導の結果に基づいて公正かつ的確な判断を下す。
- ② 評定期間内における職員の勤務状況等によって判断する。
- ③ 職員の信条・性別によって差別しない。
- ④ 縁故・友人関係又は好き嫌い、同情もしくは偏見によって左右されない。
- ⑤ 各評定項目の着眼点を十分理解し、その評定項目にふさわしい記入を行う。

### 2 評定項目別具体的記載要領

各評定項目は以下の着眼事項に基づき、当該職員の実務能力及び人物の面で優れた面及び得意とする分野を的確に表現する。日ごろの観察から、講師としての資質、適性を十分把握し的確に記載する。

#### ① 責任感

仕事に対する熱意、積極性、責任感の程度、執務態度はどうであったか。  
自己の職責に対する自覚はどうであったか。  
仕事に遂行上、行われた復命、進行管理はどうであったか。  
仕事は所定どおり成し遂げたか。

#### ② 判断力

良識ある判断力を持って仕事を完遂したか。  
問題に対する分析、処理能力はどうであったか。  
判断に示された協調性、的確性、具体性、常識性はどうであったか。

#### ③ 知識

仕事に必要な知識、技能をどの程度発揮したか。  
仕事に必要な知識、技能の習得にどの程度努力し、かつ、吸収したか。

#### ④ 企画力

仕事を遂行するために、どの程度企画力(自主性を)発揮したか。  
企画の緻密性、進行管理、能率性とその結果はどうであったか。  
仕事の的確性、連絡調整、創意工夫、改善はどうであったか。  
仕事の割り振り、目標の設定は適切であったか。

#### ⑤ 指導力

未経験者に対する指導は、適切であったか。  
複雑困難事案に積極的に取り組んだか。  
上司、同僚、若年者からの信頼感はあるか。  
統率力・説得力はあるか

#### ⑥ 仕事の処理

仕事の速さ、正確さはどうであったか。  
仕事の計画性、手順、段取り等は満足すべきものであったか。  
仕事の結果と質はどうであったか。

## 11-3. 税務検査

### 11-3-1 検査業務の現状

#### (1) 検査対象者

税務署の検査は、その大部分が法人に対するもので、管内に所在する国家所有法人、株式会社、有限会社、パートナーシップ、協同組合及びその他の機関のうち、検査対象者の選定は計画年度初めの納税者の中から行い、赤字申告及び営業活動休止（X申告者）について30%、第三者情報や他機関からの決議、依頼に基づいては10.0-20.0%で、結果的に、登録法人等は、ほぼ3年間ですべて検査対象にすることを目標とされている。

なお、個人所得税の検査は、2005年度までは原則として事前の検査計画には取り込まず、第三者情報等がある場合に限り、計画外で実施していたが、2006年度からは、当初から検査計画に取り入れられることとなった。

#### (2) 検査方法

検査は、二人一組によって担当し、毎月10~20件程度を指令書により指令し、指令された者（以下「担当者」という。）は、対象者のファイルを担当局より受取り、第三者情報の有無及び徴収課での保有情報の有無を確認し、過去の検査状況等を検討すると同時に、対象者に対し電話により、検査対象になったこと、関係書類を持参することを告げ（電話連絡できない場合は書面または出向いて告知）、持参された関係書類を庁舎内において検討する方式で実施される。

検討の結果、疑問点があれば納税者より口頭または書面により回答を求める方法により解明し、納税者の元へ臨場するのは、書面の提出が無いなど、どうしても出向く必要が有る場合に限られ、通常の検査における検査対象物は、原則として納税者が持参した書類に限定され、店舗・工場の実態（取扱商品・製造設備等）が確認される事例は、極めて少ない状況にある。また、検査が終了した場合は、「調書」（違反行為有）及び「報告書」（違反行為無）を作成し決済を受け、納税者へその内容を告知し、調書等の関係書類に署名させて完了となる。なお、納税者が検査結果に不服があり、関係書類に署名しない場合は、違反金額が最低金額の200倍に相当するものについては警察へ通報し、それ未満の場合は、2週間以内に不服申立が可能であるが、それが無い場合は、訴訟提起となる。

#### (3) 検査方策局の業務

検査方策局における業務内容は、大別すると検査官（主任）に対する専門的、方策的な指導及び検査業務となっており、その具体的内容は以下のとおりである。

- 税法規案の作成、国際課税に関する調査、法律間の連携の改善
- 国会で承認・成立した税法の施行令、手引き、規則、マニュアルやその他関連書類の改正、執行管理
- 税務検査業務へのリスクマネジメントの導入、検査業務改善、効率化、質的な向上、裏経済の影響削減対策
- 特別税印紙に関する法の執行管理の強化、不法行為への規制対策・措置の実行
- 納税意識の向上、税務機関の各業務の透明性、効率化を目的とする各種措置、納税者の権益保護



- 税務検査管（主任検査管）が作成した検査結果報告書、調書、結論書を確認し、検査業務改善、検査業務の質・効率の向上に努める。
- 警察庁や裁判所に提出して未解決である未払い税、あるいは監査役（事実を確認するという意味の言葉）会計士が無効にした調書、結論書に関する調査を行い、必要な措置を実施する。
- 脱税者の発見、納税対象にすることに関する活動を関係機関と実施し、租税ベースの拡大、裏経済の影響を削減する
- 各税務署の納税者に関する第三者情報の収集、データベースの拡充、検査業務への活用状況を管理し、第三者情報担当者への指導を行う、
- モンゴル国税務会計法及びその他法規、国際会計基準、税務検査規則の執行管理、税務検査により発見した不正行為に対する対策、再発防止に関する納税者広報、税務指導を行う。
- 各税務署の業務専門指導、検査分析に基づく評価を行う。
- 税務署の検査担当者、特別税担当検査官の専門能力の向上を目的とする各種研修の実施

検査方策局は国家機関及び法律実施機関の決定や公式な依頼、外国税務機関の国際条約、契約に基づいての依頼による二重検査を実施する。二重検査はモンゴル国税法規の施行時に発生した間違いを修正・訂正し、所得や所得以外の課税対象物の完全対象化、裏経済、脱税者に対する対策の強化、税務検査の効果・効率の向上、納税者の税法上の義務の執行状況の適正・正当な確定、税務不法行為、不正の発見、予防対策を実施する。

二重検査の方法は、一次検査よりは緻密なものとなっているが、基本的には、一次検査の方法と同様である。したがって、二重検査は少数の納税者を対象にするが、多額の違反金額が発見される原因は、一次検査担当者の検査能力、気概・意識・使命感の欠如にあると判断される。

### 11-3-2 検査業務の問題点

#### (1) 検査対象者について

前記のとおり、現在の検査体制にあっては、原則として2～3年に一回の間にすべての納税者（法人等）に対して検査を実施することを前提として、検査対象者が選定されることとなっている。

納税者にとっては検査の機会が平等であり、また、検査対象期間が短いため、違反行為があっても、その負担税額が少ないというメリットがある。

しかし、納税者の記帳状況や収益力等は同一ではなく、検査の必要性や緊急性は納税者によって異なるが、現在の方式では、それを考慮し難いものとなっている。特に、事業の収益は、その時代の経済状況に大きく左右されるものであるとともに、人間の心理として、不正行為は収益が大きいほど行なわれ易いが、そうした、その時々的好況業種を営む者や大規模事業者の検査が結果的に手薄になることは、負担の公平（垂直的公平）の観点からは問題である。また、黒字法人と赤字法人・営業

停止法人がほぼ同じ条件で検査対象になることも同様である。

更には、現行の約3年一巡の検査体制においては、納税者の記帳意欲が阻害される（記帳せず定期的な検査に頼る）ことも予測される。

## (2) 検査方法について

前記のとおり、検査は原則として二人一組となり、庁舎内において関係書類を検討する体制となっているが、次のような問題がある。

### A. 具体的方法について

租税検査は、提出された申告書等がその納税者の事業の実態を正しく反映した内容のものであるかどうかを検証するものであり、事業の実態を知ることは不可欠である。そのため、検査は事務所・店舗等へ実地に臨場（以下「臨場検査」という。）して、事業の具体的内容を確認するとともに、帳簿以外の情報を幅広く収集し、申告書・帳簿類の内容を多面的に検証する必要がある。

現金取引が多いモ国にあっては、臨場検査によって、日々の現金売上をどのように計算し、記帳担当者へどのように連絡され記帳されるのか、また、その売上金の有高や保管・管理状況（場所・保管者・現金か預金か等）を実地に確認し、帳簿の記帳内容の真偽を検証することは不可欠である。

すなわち、納税者が違反行為を行っているとしても、その方法や手段は千差万別であり、検査には数学や化学の世界における「方程式」のような、万人に共通する絶対的な方式は存在しない。

また、その違反行為を発見する手掛かりについても、それが何であるか、何処にあるのかも一様ではない。したがって、実際の検査においては、可能な限り幅広く情報を収集して疑問点・不審点を抽出し確認する必要がある。

しかし、現在の検査体制における検査対象物は、原則として、持参された帳簿類に限定されるため、確認できる違反行為は帳簿から発見できるものに限定される可能性がある。

更には、検査調書作成上の問題として、一部の調書においては、違反行為があったことは記載されるが、取引日・取引先・違反金額算定方法等の具体的内容が記載されていないものがある。このことは、検査が不十分に行われる危険性があり、また、違反行為の具体的内容が確認されなければ、その会計処理も適切に行うことが出来なくなるなどの問題がある。

### B. 検査技法・能力について

検査実績は、検査の技法・能力に左右されるが、これらは実践と経験によって培われるものである。しかし、現在の帳簿検査主体の方法においては、帳簿検査の能力向上は可能であるが、臨場検査を取り入れた多面的・大局的見地からの検査技法・能力の向上は困難であり、また、帳簿検査により違反行為を発見した場合、それを基に類似した違反行為等、他の違反行為の有無を検討する「検査の展開」の技法・能力の向上も困難となる。

検査の展開とは、例えば、売上計上漏れが発見された場合、その取引先を確認し、他の計上漏れは無いのか、また、その売上代金の使途を追跡し、簿外の仕入・預金・資産取得等は無いのか、そして、預金や資産取得があった場合、その金額と違反金額

を対比することにより、他の違反行為の有無を検証することができることとなり、実際の検査業務においては、極めて重要なことである。

#### C. 違反行為に関する会計処理及び税法上の取扱について

違反行為が発見された場合、その会計処理上の取扱がどのようになされるべきかが不明確である。損益計算書と貸借対照表をどのように修正するのかという問題である。

これを放置することは、単に会計処理上だけの問題ではなく、検査業務及び適正な課税にも影響をおよぼすものである。

すなわち、適切な会計処理を要しない場合、検査は単に、違反行為の存在だけの確認で足り、その具体的事実関係の究明を要しないこととなる。その結果、検査における事実関係の解明が不十分となり、検査の展開も期待できないこととなる。

例えば、現金売上の計上漏れが発見された場合、適正な会計処理を行うためには、その現金の使途まで、具体的な事実関係を確認することが必要となる。

その現金を社長が私的に流用したのであれば、社長に対する給与・貸付金又は仮払金となり、預金や資産を取得していた場合は、資産計上が必要となるが、こうした事実関係が解明されなければ、会計処理が出来ないこととなる。その他、社長の私的流用の場合、原則的には社長に対する給与となり、源泉課税の問題も発生することとなるが、これを放置することは、会社の資産を法人税・所得税とも負担することなく私物化（法人自体も私物化）することとなり、税負担に大きな不公平が生ずることとなる。

#### D. 納税者側の問題点

現地調査において聴取した納税者の記帳状況は、極めて不備な点が多く、特に現金出納帳を記帳していない、記帳していても現金残高の記載がないこと、また、役員報酬や私的費用の記載が無いなどの不完全な状況にある。現金取引が多いモ国にあって、不完全な現金出納帳を基に作成された決算書の正確性には、大いなる疑問があり、また、役員報酬など私的費用の支出が記帳されず、課税上も何ら考慮されていないことは、法人の私物化に繋がり、法人といってもその実態は個人に類し、いわば、個人類似法人とでも称すべきものである。このことは、法人の成長の妨げとなり、また、税務行政の面においても、申告納税制度の普及と定着を図るうえで、大きな障害となる問題である。

### 11-3-3 検査業務の改善策

前記検査業務の現状と問題点を踏まえ、検査業務全体をより効果的なものとするための改善策として、下記の事項について提言し、モ国側と協議した。

下記記載の改善策については、すでに実施されているものもあるが、その実施については、モ国の諸般の事情（納税者の記帳状況・他機関の協力等）及び法令・事務分掌・業務規則等の多岐にわたる改正などを要するため、直ちに全面的な採用は困難であり、今後行われる法令改正等の機会を捉え、採用可能なものから実施するとした。その結果 (1) A. a①から④が方策として取り入れられるにいった。

#### (1) 検査方策局の役割と方向性

##### A. 検査業務に関する局署の指揮・監理業務の強化

国税庁全体の検査業務をより効果的・効率的に実施するためには、検査業務全体をどのように運営するかの基本の方針を定め、それを基に組織全体が一体となって、その時々々の経済状態に合致した検査体制で取組むことが重要である。

そのためには、その方針を定め、税務署等を指揮・監理する部署が必要となるが、その職務は検査方策局が担っている。そこで、その権限をより強化する方向で下記内容につき協議した。

a. 検査業務の基本的運営方針の策定

検査業務に関する基本的事項を定めて、局署へ通達し、税務組織全体の意思統一を図って、検査業務の運営に当たる。

なお、定めるべき事項は、全体の検査業務をどのように運営するかによって決定されるべきものであるが、基本的事項を例示すると、次のとおりである。

「検査業務運営方針として規定すべき事項」

- ① 検査業務は、適正公平な課税を実現するうえで、必要不可欠で重要な業務であることから、その執行に当たっては、使命感を持って取組むことを指示して、検査官の意識の強化を図る。
- ② 納税者の管理方法  
納税者が将来的には増大することから、その管理方法を定め、それを基にして、検査対象者の選定をはじめとする各種の業務を行う。納税者の管理方法としては、「質的区分管理」と「売上階級区分管理」との二つが考えられる。
- ③ 検査対象者の具体的選定方法（要領）  
前記により定めた納税者の管理方法を基に、具体的な選定要領（方法）を定め、大規模・高額所得・高額資産取得者等は、優先的に選定することなどを指令する。なお、検査対象者選定の考え方等については、後記の通りである。
- ④ 重点検査業種等の指定  
好況業種目については、重点的に検査対象とするため、その時々々の好況業種を「重点検査業種」として定め、指定する。なお、業種の指定は、そのときの経済状況により見直すほか、必要であれば、業種ではなく、地域（重点検査地域）を指定する方法もある。
- ⑤ 部署別の検査計画件数を定めて指令するとともに、定期的に書面による報告及び署等の実地確認の方法により進行管理を行う。
- ⑥ 具体的検査方法（帳簿検査か臨場検査か）、検査の態様（一般的な検査か大規模納税者等の特別な検査か）、担当者（一人か複数での担当か）等の検査体制を定めて指示する。（具体的内容は後記(3)参照）
- ⑦ 警察への通報、不服申立、訴訟提起等の各機関を通じて解決が必要な問題はそれに応じた対応をする。
- ⑧ 検査を通じた納税者の指導育成を指示する。  
検査は、納税者と密接に接触する貴重な機会であり、また、モ国納税者の記帳状況を踏まえ、検査の際は、記帳と書類保存については、厳しく指導し、自立できる納税者の育成に努めるとともに、滞納者については、納付指導も合わせて行うことを指示する。

⑨ 署等の幹部に対し、検査業務の進行管理の徹底を指示する。

b. 署等の指揮・監理業務の強化

前記の検査業務の基本的運営方針を基に、署等の検査業務が同方針に従って運営されるよう指揮・監理する業務を強化するほか、下記の業務を行う。

① 検査情報の活用

税務検査によって発見した不正行為内容、発見方法、証拠書類の状況、不正行為の形態等、検査業務に活用できるものは国税庁に報告し、内容は検査情報として各税務署へ伝達、検査業務に活用する。

② 検査官研修の実施

検査実績は、担当者の検査能力に左右されることから、その向上を図るための研修を実施することとし、専任者を中心として、研修教材用の「検査事例集」及び「業種別検査法」を作成。なお、検査事例集等の作成及び研修の実施状況は、後記(4)・(5)のとおりである。

B. 検査方策局の検査業務の拡充

検査方策局が実施している検査は、前述のとおりであるが、検査業務をより実効あるものとする、また、日本には、査察検査の制度があるが、モ国には、そうした大型脱税事案を検査する専門の部署がないことから、現在、検査方策局が実施している検査を一体化し、例えば「特別検査」と総称する検査制度とし、大型脱税事案のほか、局署では検査が困難な事案等の検査を担当し、検査業務全体を拡充することにより、適正な課税の実現を図るため、従来の検査のほか、下表の検査を検査方策局が担当する方向で協議した。

二重検査であるが、検査官及び納税者に緊張感を与えているとともに、検査官の倫理観の維持に寄与していることも事実である。さらに、二重検査において多額の不正が発見された場合、第一次検査担当者に対し、問題点を指摘し、検査官の検査能力の向上にも寄与している。

したがって、二重検査制度導入の動機は、いくつかの背景があるが、その原点は適正な課税の実現にあると考えられることから、二重検査を前述の「特別検査」(仮称)に吸収して、同検査の対象者選定の段階で考慮し、検査業務全体の運用面で存続できる体制とする方向で協議した。

現状の検査事案	問題点	今後担当検査事案
・他機関依頼による二重検査事案	・多額脱税者・実態未解明事業者等に対する課税 ・検査支援情報の不足	・大型・悪質脱税者の事案 ・複雑な取引・検査困難業種の事案 ・先進的業種の事案 ・有効情報収集目的の事案 ・検査手法開発事案

## (2) 検査対象者

現在の検査対象者は、2～3年間で全体の納税者を検査することを前提として選定されるため、申告状況（黒字・赤字等）、業種的な好不況等に関係なく、ほぼ同一のサイクルで検査対象となっている。

しかし、納税者の記帳・申告状況や事業の収益力等は同一ではないため、検査の必要性・緊急性は納税者によって異なる。

租税検査の究極的の目的・使命は、適正・公平な課税の実現であり、そのためには、違反行為が金額的に多額で、悪質な行為であると予測される者など、検査の必要性・緊急性の高い者を優先的に検査対象とすべきである。

また、納税者の心理として、違反行為を行う可能性が高いのは、景気がよくて多額の収益が発生している場合である。

したがって、過去の検査において、違反行為が無かった者、記帳状況が良好で申告内容に信憑性があると認められる者、収益が悪い業種を営む者、また、赤字申告・X申告者については、第三者情報等がある場合を除き、検査を省略し、収入規模の大きい黒字申告者、その時々的好況業種を営む者（現在であれば、土木建築・不動産・車両関連業者等）、先進的で事業の実態が解明されていない業種を営む者、資料情報が多数収集可能な者等を優先的に検査対象とすべきである。

また、個人所得税の検査についても、上記に順ずるほか、不動産や高級車などの高額資産取得者については、現在の課税方法がパテント業・不確定性所得課税事業者に対する課税方式であっても、検査の対象とし、個人営業者の実態を解明する必要がある。検査対象者の選定をこのように行うためには、資料情報制度の充実とその活用が不可欠となる。

また、検査対象者の選定を効率的に実施するためには、「納税者の管理」が必要となる。現在の検査体制は、全体の納税者に対し原則として3年に1回検査を実施することとなっているため、端的に言えば、特別な納税者の管理は要しない。

しかし、納税者が増大し、現在の検査体制を維持することが出来なくなった場合は、どのような納税者を優先的に検査対象とするか、また、税務行政を全体としてどのように運営するのかによって、検査業務も左右されることとなり、検査対象者もそれに即したものとする必要がある。そのためには、納税者を何らかの方法で管理することが必要となる。

これらの「質的区分管理」と「売上階級区分管理」等の納税者管理の考え方やそれに基づく検査対象者の選定方法、重点検査業種の指定などを参考に現在リスクマネジメント手法を導入しているところである。

## 今後の課題等

現在導入中のリスクマネジメントに関しては全体的な検査業務の運営方針及び検査対象者の選定方法との関連性・補完性があることから、それらが確定した後に、どのような管理方法が有効であるか、具体的に検討をしながら導入していくことが合理的である。また、納税者管理を行う場合は、データベースの情報を利用できることが前提となり、また、その情報は、同一項目について過去複数年間のデータが必要とな

ることから、利用可能なデータを基に、その方法を考える必要がある。

### (3) 検査方法

現在の検査は、原則として二人一組となり、帳簿・契約書・領収書等を庁舎へ持参させる方法で実施されている。

しかし、備付帳簿の信憑性は、検査対象者の事業の実態を確認せずに、持参された関係書類だけで判断することには限界がある。

特に、現金決済を主体とするモ国においては、日々の売上高の計算方法（現金有高計算・レジスター・売上传表集計等）とその後の記帳までの経過の確認、また、帳簿以外に作成される書類、取扱商品、製造物・製造量、経営者の生活状況、資産保有状況等について実地に確認し、多面的な検証や観察的な検討も行う必要がある。

したがって、検査は原則として、納税者の事業の実態をより確認しやすい事務所・店舗・工場等において実施（臨場検査）することが必要である。また、違反行為が発見された場合は、その具体的内容を確認して記録するとともに、それを基にして、他に関連する違反行為の有無も併せて行う（検査の展開）方法とする必要があることなどについて助言をした。

なお、臨場検査のほか、下記についても、提案した。

#### ① 検査の態様

検査は、通常の検査（一般検査）のほか、大規模事業、取引が広範囲・複雑、事業実態不明、先進的事业その他検査が困難と思われる者等に対する検査は、「特別検査（仮称）」の二本立てとし、大規模事業者等に対する検査の強化を図る。現実には、この特別検査に類する検査は、検査方策局の指揮の基に実施されており、制度化されるまでの間は、それを拡充する方向で取り組む。

#### ② 検査担当者の一人制

検査経験の浅い者、特別検査の場合を除き、検査は原則として、一人で担当する。担当者一人の場合は、納税者との癒着等により適正な検査業務が困難であるとの声があるが、その問題は、職員の指導・育成の問題として捉えるべきものである。

検査は、検査経過（資料情報の活用状況、不正発見の手口、不正行為の方法、その取引先、違反金額の算出方法、違反金の用途等）は、上司に対して逐一報告（復命）させ、また、記録させ、上司はその内容を検討することにより、検査が適正に実施されているかどうかを検証するとともに、必要に応じて未確認事項等に対する指示を与え、検査事案の進行管理を実施することにより、担当者の不正防止を図る。

このような、検査事案の進行管理が適切に実施できれば、不正防止のほか、検査事案の処理促進、検査能力・技法の向上にも繋がる。

### 今後の課題等

検査に関する具体的な手続き・方法等は、「検査業務規則等」に規定されており、検査方法を変更するためには、規則の大幅な改正が必要となるため、今後の法令・規則の改正時に向けて、可能なものから検討していくことが必要である。

#### (4) 検査技法の研修

検査の実績は、検査官の検査技法・能力に左右される側面があり、検査業務をより効率的・効果的に実施するためには、検査官の能力向上が不可欠である。

現在の検査方法においては、経験の浅い職員を除き、帳簿検査の技法・能力は、習得されているものと思われる。

しかし、会社等に実地に出向いて行う検査（臨場検査）及び検査の展開方法については、不慣れであると思われ、帳簿検査以外の臨場検査等に関する、より実践的な検査技法の研修が必要であることから、後記(5)作成の検査マニュアル等を教材として、モ国側と調査団双方が講師となり検査担当者に対する研修を、下記のとおり3回実施した。

#### 検査担当者研修実施状況

年月日	受講者	人数	研修内容等
06.9.8	全国の検査担当者	330	日本税制の概要・日本の検査制度の概要
07.2.5	UB市内検査担当者	160	検査事例集6例
08.2.25	UB市内検査担当者	206	検査事例集6例、業種別検査法4例

#### 今後の課題等

これまでに実施した具体的検査技法に関する研修は、UB市内の検査官を対象としたものであることから、地方の検査官に対する研修の実施策について検討する必要がある。

臨場検査に対する取り組みは増加傾向にあると聞くが、実際の臨場検査における有効な経験等を事績検討会の開催などで共有できれば効果が上がるものとする。

#### (5) 検査マニュアル等の作成と活用

検査担当者に対する研修を実施する場合、より効果的なものとするためには教材が必要である。また、研修は、担当者全員が受講できるとは限らないことから、受講できなかった者も実務上活用できる検査事例集等（以下「検査マニュアル等」という。）を作成することとし、モ国側と共同作業により、検査事例集（24例）、業種別検査マニュアル（5業種）を作成した。

なお、検査事例集は、税務署の検査担当者を念頭において、帳簿検査以外の現場での検査方法等を中心とした内容とし、また、業種別検査マニュアルは、現在のモ国において好況である車両販売、マンション業者、酒類製造販売業者、鉱山業及び商業銀行の5業種について作成した。

その活用策としては、その一部を教材として研修を2回実施したが、検査における物事の判断基準は、自分が過去に経験したこと、また、見聞したことがベースとなるため、受講した検査官にとっては、多数の検査事例等に接することができ、検査能力の向上に繋がるものと判断できる。



## 今後の課題等

業種別検査マニュアルの作成は、5業種目について終了したが、最終的目標としては、20業種程度を予定しており、今後作成する業種目の選定、作成順位、作成スケジュール及び担当者等について、決定することが必要である。

### (6) 特別検査班（仮称）の設置

税務行政における最大の課題は「適正・公平な課税の実現」であり、そのために最も有効な対応策が税務検査である。そして、この税務検査をより実効あるものとするためには、個々の納税者の実態に即した検査体制により実施することが重要である。

すなわち、個々の納税者の事業規模、取引形態及び収益力等は千差万別であるため、検査官の人数・検査日数等を画一的とする検査だけではなく、大規模事業者、複雑・多岐な取引の事業者、多額な違反行為が想定される事業者、その時々的好況業種を営む事業者、先進的で事業実態が未解明の事業者等については、人数・日数を制限せずに、綿密な検査を実施する必要がある。

なお、こうした検査を実施するためには、検査官の技量も要求されることから、検査能力の優れた者でチーム（特別検査班）を編成して対応することが必要である。その際、実際の検査においては、検査方法の研修を兼ねて、所轄署の若手検査官を動員する方法もある。現在のモ国においては、特別検査班と称する制度はないが、実態的には、大口事案等の検査において、複数部署の検査官が合同で実施している事例がある。公式に制度化するためには、法令規則等の改正が必要であることから、当面は、検査方策局等の指揮の基、運用面で積極的な取り組み方向で助言した。

### (7) 法的整備等

#### A. 違反行為の会計処理

違反行為を発見した場合、損益計算書・貸借対照表の修正処理を要するが、前者については、調書のなかで結果的に修正されるが、後者の処理が不明確となっている。違反行為に関する会計処理を適切に行われなければ、課税の面においては、源泉課税すべきものが課税されず、企業会計の面では、「資本の部」が修正されないために、「配当可能利益」が適正に計上されないなどの問題が発生する。適正な会計処理がなされない原因としては、①検査における事実確認の不足、②会計処理上の指針が不明確、③税法上の取扱が不明確であることによるものと判断される。

したがって、違反行為に関する会計処理及び税法上の取扱を明確にし、検査業務規則等により指導を強化することが必要である。

#### B. 推計計算方法

モ国納税者の記帳状況は、未だ良好とは言えず、また、検査における納税者の協力状況も良好とは言えないことから、効率的な検査と適正な課税を図るためには、検査官の多大な負担を要する現状にある。こうした、記帳の不備や納税者の非協力への対応策として効果的なものは、推計課税であり、その積極的な活用が必要である。適正な課税を実施することにより、納税者の記帳意欲の増進、さらには、税及び税務機関に対する認識の変化も期待できることとなる。

しかし、現在のモ国の推計計算に関する規定は、「市場価格方式」に限定されているため、市場価格の調査が必要となるが、この調査には多大な事務量を要する。また、この方式は、物品の製造・販売業等には適しているが、物の移動が伴わないサービス業等に対する適用は困難である。そのため、推計課税に関する規定を改正し、事務負担が少なく、いかなる状況でも推計計算が出来るよう、法令等の整備が必要であることから、日本の推計課税の規定と実際に使用している推計計算方法等を紹介し、モ国税務検査の今後の有効な手立てとなるようマニュアル案も提示した。

[日本の推計課税に関する規定の概要]

「検査対象者の、①財産若しくは債務の増減の状況、②生産量・販売量その他の取扱量、③従業員数その他事業の規模により推計して課税する」

(コメント)

①により資産負債増減法（貸借対照表）によることが可能であり、②により、生産（販売）量や、売上原価（工事）が把握できれば、同業者率によつての推計が可能となり、また、③により、従業員数、店舗（工場）面積、設備からの推計も可能となっている。

#### C. 銀行業界への協力要請

検査業務を適正に執行するためには、銀行業界の協力が不可欠であることから、同業界の協力が得られる体制・環境づくりが必要である。なお、日本においては、銀行業界と国税庁との話し合いにより、検査対象者名を明らかにすることを条件に、協力関係が構築されている。

#### 法的整備等に関する今後の課題

この問題は、モ国の諸般の事情を考慮する必要があるほか、国税庁だけの意向で解決できる問題でもないため、今後の法令改正時に向けて、継続的に検討するほか、関係機関に対しては、機会あるごとに説明と協力の要請活動を地道に継続することが必要である。

#### (8) 納税者の指導育成の励行

検査は納税者の申告内容を検証するだけでなく、納税者と密接に接触できる貴重な機会であることから、納税者を将来に向けて自立できるよう指導・育成できる貴重な機会でもある。特に、現在の納税者の記帳の実態は、放置できるものではないことから、まず、検査官は帳簿の備付とその記帳状況が不備である場合は、親切・丁寧に、かつ、厳しく指導することを励行すべきである。納税者の育成は、緻密な努力の積み重ねによって達成できるものであり、その結果、自立できる納税者が少しでも増加すれば、検査は過去の申告内容の是正という、後ろ向きの業務に止まらず、その苦勞が将来的にも機能することとなり、申告納税制度の定着にも、より貢献できるものとなる。

この問題は、08. 2. 25 に実施された検査官研修においても取り上げたが、今後も、研修などのあらゆる機会を利用して、検査官の認識を深めていくことが必要である。

(9) 監察官制度

税務行政の円滑な執行、特に、申告納税制度の基にあっては、納税者の理解と協力は不可欠であり、そのためには、納税者の税務機関に対する信頼を得ることが重要である。職員の非行は、納税者との信頼関係に最も悪影響を及ぼすものであることから、職員の非行の未然防止、早期発見とその適切な処理は、税務機関にとって重要な問題である。そこで、今後、モ国における職員の非行に対する対応策を検討する上での参考に資するため、06年12月に国税庁・市内税務署の幹部を対象として、日本における監察官制度についての研修を開催した。なお、その後、部内の各種研修においては、倫理研修が取り上げられることとなった。今後も当該分野での一層の取り組みを期待したい。

## 資料6 検査対象者の選定について

税務検査は、税務行政にとって最大の役割・使命である適正公平な課税の実現を達成するうえにおいて極めて重要な事務である。そして、この検査をより実効あるものとするためには、国税庁が全体の検査業務をどのように実施するかの方針を定め、その指示のもと、組織全体が一丸となって取組むことが必要である。

また、この検査の成果は、検査対象者の選定に左右されるものであることから、検査業務にとって、検査対象者の選定は極めて重要な問題である。

### 1 検査対象者の選定

検査対象者の選定は、大きく分けて三つの視点で検討することとなる。その第一点はその時代の経済状況の考慮、第二点は、納税者個々の事情の考慮、第三点は、納税者の管理方法を活用する方法の3点から、総合的に検討して選定することとなる。

#### (1) 経済状況の考慮

納税者が営む事業の業種は、多種多様であるが、その業況や収益力は千差万別であり、一様ではない。また、その時代の経済状況によっても、業種間格差は大きな違いがでる。そして、納税者の心理として、脱税等の不正行為は、収益が多いほど起こしやす。したがって、その時代時代の好況な業種を営む納税者は、他の業種等の納税者より、優先的に検査対象とすることが必要となる。

そのため、国税庁は、その時代の好況業種を見定め、優先的に検査対象とすべき業種を指定し、その業種については、優先的に検査を実施するよう税務署等の現場に対して指令することが必要である。

モ国の現在の経済状況からすると、建設関連業種、自動車関連業種、ホテル業等の観光関連業種、鉱山業等は、好況と思われるが、こうした業種を「重点検査業種」と指定し、他の業種より優先的に検査対象とするよう指示することとなる。

重点検査業種の具体的選定方法としては、その業者数の検査割合の指示、または、売上金額が一定額以上の者については全て検査するなどを指令することとなる。

#### (2) 納税者の個別事情の考慮

検査対象者は、その大部分が個々の納税者の決算・申告状況や第三者情報の有無とその内容等によって選定されることとなる。この方法が、一般的な選定方法であるが、その具体的選定要領は、以下のとおりである。

- ① 税関情報、資産取得情報等の第三者情報があるもの
- ② 決算書・申告書の内容を分析し、その結果、不自然な係数等があるもの
  - A 各種勘定科目の年度間比較に異常値がある
    - (例1) 売上金額等に年度間で大きな変動がある
    - (例2) 原価率・経費率等に年度間で大きな変動がある
    - (例3) 資産勘定、費用勘定に各年度間での変動が大きい科目がある
    - (例4) 連年、売上及び所得がほぼ同額である

(例 5) 売上伸び率と所得伸び率に差がある

B 相関関係にある勘定科目間の係数等が不自然である

(例 1) 工事収入と原材料費・給料等の比率が年度間に大きな差がある

(例 2) 建設業等で前受金の計上があるが、未成工事支出金の計上がない

(例 3) 年度末に大量の仕入があるが、棚卸金額が少ない

(例 4) 賃借料の計上があるが、賃借物の利用状況が不明

(例 5) 現金取引であるが、現金勘定（現金残高）の計上が無い又は過少

(例 6) 金融機関からの借入金があるが、当該金融機関への預金計上が無い

C その他の検討事項

(例 1) 原価率・所得率等が同業者の同比率と差が大きい

(例 2) 役員報酬の計上が無い又は過少

(例 3) 金融機関以外からの借入金が多額

(例 4) 仮払金・仮受金が多額

(例 5) 高額資産を取得しているが、その資金調達方法が不明

(例 6) 前回の検査で不正が発見されているが、その際の原価率・所得率と検査対象年度申告の同比率とに差がある。

(例 7) その他多額の不正が見込まれるもの

(例 8) 法人所得税等以外の他の税目に問題があるもの

(3) 納税者の管理体制の活用

納税者が増大し、現在の3年一巡の検査体制を維持することが困難となった場合、検査業務をより効果的に実施し、実効あるものとするためには、検査対象者の範囲を絞り込み、対象者を効率的に選定できる体制を構築することが必要となる。

納税者の管理方法としては、「質的区分」と「売上階級区分」とが考えられ、その区分により、検査対象選定の優先順位を定め、一定範囲へ区分されたものは優先的に選定し、逆に一定区分以下のものは、検査対象から除外する方法により、検査対象者の選定事務を効率的に実施できるとともに、全署的に統一された検査対象者の選定が可能となる。

(注) 二つの管理方法の考え方

① 質的管理区分

納税者を記帳・申告状況の良否で区分し、過去の検査等で不正が発見されず、記帳・申告内容に信憑性の有る者は、当初から検査対象から除外する考え方。

② 売上階級区分

納税者を売上金額の多寡で区分し、売上金額が多い納税者を優先的に検査対象とし、小規模事業者は当初から検査対象から除外する考え方。

(4) チェックシートの活用方法

検査対象者の選定を効率的かつ統一的に実施するための方法として、チェックシートを活用する方法がある。上記の検討事項の全て又は一部をチェック項目とし、一定ポイント以上のものを検査対象とする。

この方法は、選定事務の効率化は計られるが、選定が機械的に行われ、納税者の個別事情が考慮され難くなる可能性がある。

## 2 必要措置等

上記要領により検査対象者の選定作業を行うためには、次のような措置が必要となる。

- (1) 検査業務規則第2条の8の関連部分の改正が必要となる。
- (2) 国税庁が検査業務に関する運営方針を作成し、それにより、優先的に検査対象とすべき業種（重点検査対象業種）の指定及び選定方法について、局署に対し通達することが必要となる。また、納税者の管理体制を活用する場合は、その管理方法とその活用方法を定める必要がある。
- (3) 上記選定方法によった場合、検査対象外になる無申告・赤字・X申告者及び検査対象者からの除外者等についての手当が必要となる。

その方法として考えられることとしては、担当部署を定めて、以下のような対応策が考えられる。なお、これらの申告についても、第三者情報等有れば、当然のこととして検査対象とする。

- ① 無申告者及び申告書に簡易な誤りのある者  
出署を求めて申告書の提出及び是正を求める。（徴収課担当）
- ② 赤字・X申告者  
管内を地域割りして、3～5年に1回程度、巡回して事業の実態を実地に確認（実態確認検査）する。（検査課担当）その結果、事業の実態が申告内容と対比し疑義がある場合は、検査対象とする。

## 11-4. 徴収

### 11-4-1 現況

徴税業務分野（徴収）における業務の達成目標は、「期限内収納額及び割合の向上」と「滞納整理額及び割合の向上」である。

この目標達成のための前提として、モンゴルにおける現在の滞納整理状況を知り、かつ、その分析をすることが必要である。

この観点から、モンゴルの 2005 年最終分の滞納整理状況表を入手し、その分析を行うことから作業を始めた。そのうちの主要な点をあげると次のとおりである。

#### (1)期限内収納割合

期限内収納割合とは、その年度に徴収決定された税額のうち法定納期限までに納付された税額の割合をいい、その逆数が滞納発生割合となる。モンゴルにおける 2005 年度の課税額 2679 億 tg のうち 2311 億 tg が期限内に納付されている。したがって、期限内収納割合は 86.2%であり、その逆数の 13.8%が滞納発生割合である。

日本における国税の滞納発生割合は、平成 16 年度（2004 年）で 1.9%であり、日本の滞納発生割合に比較すると、モンゴルにおける滞納発生割合は 7.2 倍以上である。

#### (2)滞納残高の増加傾向

2001 年から 2005 年までの滞納残高をみると、滞納残高は年々増加傾向にあり、2005 年の 1078 億 8750tg を 2001 年の 378 億 20 万 tg と比較すると約 2.9 倍になっている。

#### (3)申告分の滞納の整理率と検査分の滞納の整理率の比較

2005 年 12 月 31 日現在の前年度の滞納残高 1058 億 tg のうち 641 億 tg が 2006 年 6 月 5 日までに整理されているが、これを、申告分と検査分とに分けてみると、申告分の整理率は 63.7%であるのに対し、検査分の整理率は 14.7%であり、検査分にかかる滞納についての整理の進捗状況は非常に悪い。

税務行政は、「公平」の確保を使命とするものである。この「公平」には、「課税の公平」と「徴収の公平」とがあるが、「徴収の公平」とは、確定した税の納税義務がある者は、皆平等に、その税の納期限までにその税を納付しなければならない、もし、納期限までに納付されない場合には、適正な滞納処分によって徴収しなければならない、ということである。

上記（1）は、モンゴルにおいては、税の納期限までに納付される税金の割合が、日本に比べて非常に低いということを表わしており、したがって、期限内収納割合の向上のために、効果的な対策を講じなければならないということを示しているものである。

上記（2）は、このような急激な滞納残高の増加は、単に「徴収の公平」が確保されていないというだけでなく、「歳入の確保」という観点からも、早急に対策を講じていく必要があることを示しているものである。

上記（3）は、今後、検査体制を充実して検査による課税が多くなっていくにつれて、その分の滞納が非常に増加してくることを予測させるものである。

上記（2）、（3）をみると、今のうちに滞納整理のシステムを近代化して、より強力な滞納整理のための体制を整備する必要があることを示している。

## 11-4-2 改善のための助言とそれに対するモンゴル側の対応

### (1) 改善のための助言

前述の現況を改善するため、プロジェクトチームは、「モンゴルにおける期限内収納対策として助言できるもの」及び「モンゴルにおける滞納整理改善策として助言できるもの」をとりまとめ、2006年9月、モンゴル国税庁に提示した。

「モンゴルにおける滞納整理改善策として助言できるもの」は、(a) 法制度面での改善策、(b) 滞納整理体制面での改善策及び(c) 滞納整理の実施面での改善策とに分かれている。

その概要は次のとおりで、その取り組みの状況については、下記の表の備考欄に、プロジェクトチームの助言通り実施しているものに○、事実上もしくは不十分ながら実施しているものについては△を付して表示した。

### イ 「モンゴルにおける期限内収納対策として助言できるもの」の概要

現状	改善策の項目	改善策の概要	備考
モンゴルの滞納発生割合は13.8%で日本の滞納発生割合1.9%の7.2倍以上	① 振替納税制度の導入	納税者と金融機関と税務署の三者の契約で、納税者の税金の納期限がきたら、自動的に納税者の金融機関の口座から税務署の口座にお金が振り替えられるシステム	
	② 税務署の幹部による期限内の電話催告の実施	前年度、期限を少し過ぎてから納付した大口の納税者に対して税務署の幹部が電話をかけて期限納付を呼びかけ	○
	③ 公共団体の工事に入札するときなどの納税証明書添付の義務付け	公共団体の工事に入札するとき等に納税証明書の添付を義務付けることにより、納税義務をきちんと果たす習慣をつけさせる。	○
	④ 納税準備預金制度の導入	もっぱら税金の納税のためだけに使う目的の預金（納税準備預金）制度の導入	
	⑤ マスコミを利用し、期限内申告及び期限内納付を呼びかけ		○
	⑥ 期限内申告と期限内納付を呼びかけるチラシを作成して、関係官公庁や金融機関に置く		○



	⑦ 官公庁デパート等に縦断幕やポスター等を貼って期限内納付を呼びかけ		○
--	------------------------------------	--	---

ロ 「モンゴルにおける滞納整理改善策として助言できるもの」の概要

(a) 法制度面

現状	改善策	改善策の概要	備考
競売の場合の「租税優先権」の規定はない	「租税優先権」の付与	公売や競売の場合に、租税が他の一般私債権に優先して配当を受けられる規定を設ける。	△
徴収職員の「自力執行権」の規定はない	「自力執行権」の付与	納税者が税を滞納した場合に、裁判所の判決を経ることなく、徴収職員が、自分の判断で、納税者の財産を差し押さえ、公売できることにする規定を設ける。	○
滞納者が通知状の受領を拒んだ場合には、滞納処分ができない	通知状の送付制度の改正	納税者が通知状の受領を拒んだ場合には、「納税者に送達したものとみなす」ことにして、滞納処分ができることにする。	○
納税者の財産がなく、税の徴収ができないことが明らかでも、係数上は、その税が残っている	滞納処分停止制度の創設	納税者の財産がないことが明らか、又は納税者の所在が不明で税の徴収が不可能であることが明らかである場合には、「滞納処分の停止」ができる制度を設ける。	△
滞納者の実情に応じた「猶予」の制度がない	猶予制度の創設	滞納者が納付の資力はあるが、今直ちに納付できない事情がある場合には、その事情に応じて、納税を猶予する制度を創設する。	

(b) 滞納整理の実施体制面

現状	改善策	改善策の概要	備考
モンゴルの徴収職員は、自己の所掌する納税者について課税事務と滞納整理の両方を担当する	① 納税コールセンターの設置	納税コールセンターを設置して、比較的少額の滞納については、端末に表示された画面により、そのコールセンターの職員が電話により納税を催告する。	

	② 滞納整理専担部門の設置（課税部門と徴収部門の分離）	日本においてと同様に、課税事務を担当する税務職員と徴収を担当する職員を分離し、徴収職員が滞納整理事務に集中できるようにする。	△
	③ 大口滞納・処理困難滞納を専門的に整理する部門又は職員の設置	②のように、完全に分離できない場合でも、滞納税額の多い部署等には、大口滞納や処理困難な滞納を専門的に整理することを職務とする「滞納整理担当と区別検査部門（又は官）」を置いて、整理の効果的な進捗を図る。	

(c) 滞納整理の実施面

現状	改善策	改善策の概要	備考
モンゴルの徴収職員は、自己の所掌する納税者について課税事務と滞納整理の両方を担当する	税務署のベテラン職員による若手職員の実務指導	滞納整理事務について豊富な知識と経験を持つベテランの職員が、配属されて間もない若手職員に対し、滞納整理事務の実務指導をする。	○
署長会議はあるが、課長会議はない	課長会議を開催して各局・各署の成績を発表し、競争させる。	定期的に課長会議を開催して、各局・各署の滞納整理の成績を発表して実情を知らせるとともに、競争意識を刺激して、成績を上げる。また、局署に独自の施策があればそれを発表させて、他の局署の参考にさせる。	
税目に重点を置いた滞納整理という考え方はない	税目に重点を置いた滞納整理の実施	例えば、付加価値税のように、国民からの預り金的な性格をもつ税の滞納について、優先的に滞納整理に取り組むという、税目別滞納整理の手法を取り入れる。	
顕著な滞納整理事績をあげた職員への顕彰制度はない	顕著な滞納整理事績をあげた職員の表彰制度を設ける	職員のやる気を刺激し、創意工夫を凝らして滞納整理事務に取り組ませるため、顕著な滞納整理事績をあげた職員の表彰制度をもうける。	

夜間徴収は実施していない。	夜間徴収の実施	昼間連絡がとれない、または会うことができない滞納者については、夜間、接触を図って滞納整理を進捗させる。	
---------------	---------	---	--

## (2) 改善のための助言に対するモンゴル側の取り組み

### 1) 提言事項に対する取り組み（各国税局及び税務署に対する「指示書」の発遣）

プロジェクトチームがモンゴル国税庁に助言した事項は、「期限内収納対策」が7項目、「滞納整理改善策」が13項目、併せて20項目であるが、モンゴル国税庁は、この提言に対し前向きに取り組んでいる。

具体的には、2007年1月に、「モンゴルにおける期限内収納対策及び滞納整理改善策として助言できるもの」という文書が添付された「滞納整理中央委員会の指示」書が、国税庁副長官の署名入りで、滞納整理中央委員会から各国税局長及び税務署長宛に発遣されている。なお、この中には、モンゴル国税庁独自の対策も付け加えられている。当初、モンゴル国税庁は、法制度面に関する事項は除くとしていたが、最終的には、国会提出に向けて、鋭意検討していくとしている。

2008年9月15日現在、モ国国税庁は、プロジェクトチームの助言の約半数について実施し、または不十分ではあるが実施しており、助言に対して真摯に取り組んでいることがうかがえる。個別の取り組みは表に記載した通りである。

### 2) 追加助言とそれに対するモンゴル側の取り組み

滞納整理中央委員会から各国税局長及び税務署長あてに発遣された上記指示書の実施についてモンゴル国税庁に照会したところ、モンゴル国税庁は、各国税局の実情に応じて実施していくことになる、とした。そこで、プロジェクトチームは、例えば、1ヶ月の期間、「納税推進月間」（仮称）を設けて、「税務署の幹部による期限内の電話催告の実施」と「滞納整理担当者の臨時入替えによる電話催告の実施」をすることとし、とりあえず、適切な税務署を選んで試行をすることはどうかと提案した。これは、日本で実施しているものを参考として提案したものである。

モンゴル国税庁は、その結果ダルハン・ウール県税務署において、電話催告の試行をすることに決めた。

### 3) ダルハン・ウール県税務署における電話催告の試行の結果

ダルハン・ウール県税務署では、2007年9月1日から9月30日までの1ヶ月間、滞納税金について担当者を入れ替えて電話催告を行った。この結果、2007年9月1日から9月30日までの滞納税金の納付額は1,139,770,300tgで、この金額は、2006年9月の1ヶ月間の滞納税金の納付額553,891,800tgの205.8%であり、2倍以上となっており、試行は成功のうちに終了した。これは、ダルハン・ウール県税務署において、署長以下幹部職員および一般職員のすべてが一丸となって、電話催告に取り組んだことによるものである。

ダルハン・ウール県税務署における滞納税金の納付の状況

区分	8月31日滞納額A	9.1~9.30納付額B	9月30日滞納額	B/A
2007①	5,345,781,200	1,139,770,300	4,206,010,900	21.3%
2006②	5,308,995,500	553,891,800	4,755,103,700	10.4%
①/②		205.8%		

プロジェクトチームは、ダルハン・ウール県税務署における試行の成功を受けて、全国の国税局及び税務署または滞納額が多い国税局及び税務署において、次の方法による「納税推進月間」（仮称）を実施することを、モンゴル国税庁に対して提案したが、現在まで実施されていない。

- ① 幹部による期限内の電話催告
- ② 担当者を入れ替えて行う滞納税金についての電話催告

#### 11-4-3 今後の課題

モンゴルにおいては、課税額も増加してきているが、それとともに滞納税額も増加している。また、滞納整理状況の分析からも明らかなおおりに、今後、検査が充実していけば、滞納税額が一段と増加していくことは確実である。

日本における経験からしても、税金の滞納の増加傾向が続くと、納税者の納税意欲を阻害し、「正直者がバカを見る」として、善良な納税者が税金を納付する意欲をなくして、税金の納付について消極的な空気を醸し出すことになりかねない。そのような事態になれば、滞納の増加に歯止めをかけることは大変困難になる。

いずれにしても、徴税業務分野（徴収）における業務の達成目標である「期限内収納額及び割合」と「滞納整理額及び割合」の向上は、今後も重要な課題として取り組んでいく必要がある。

モンゴル国税庁は、プロジェクトチームの助言を受け入れたが、現実問題として、法制度の改正を要する事項や「振替納税制度の導入」、「納税準備預金制度の導入」のように、金融機関側との合意が必要になる事項については、今直ちに実現することは困難である。また、受け入れたプロジェクトチームの助言を、各国税局及び税務署の実情に応じて実施していくとしていることは、現実的である反面、必ず実施されることについての裏打ちがないことになる。

そこで、プロジェクトチームが助言した事項のうち法律の改正等を行うことなく、直ちに実施することが可能な事項については、国税庁が主体となって、できるだけ早く、全国ベースで実施することを検討すべきである。

具体的には、とりあえず、次に掲げる事項について、全国ベースでの実施を検討すべきである。

##### (1) 納税推進月間（仮称）の拡大実施

ダルハン・ウール県税務署では、滞納税金について、担当者を臨時的に入れ替えて、1ヶ月間、電話催告を実施し、良好な成果をあげた。これは、担当者が代わることによって、滞納者に対して、本来の担当者のみではなく税務署が全体として当該滞納者の滞納について注目していることを意識させることの効果が大きかったと考えられる。

また、拡大実施においては、これに加えて、プロジェクトチームが当初助言した「モンゴルにおける期限内収納対策として助言できるもの」の中にある「税務署の幹部による期限内の電話催告の実施」を行なうことも検討すべきである。これは、前年度のデータから、比較的に大口の税金で、期限内に納付せず、期限を少し過ぎてから納付した納税者を抽出して、税務署の幹部が、本年度は、期限内に納付するように、電話をかけて呼びかけるものである。幹部が直接に電話をして、納税者に期限内納付の意識をうえつけるとともに、実際に期限内に納付させることをねらいとするものである。日本では、この催告による期限内納付の効果は大きい。

この納税推進月間（仮称）の拡大実施については、全国の国税局・税務署のすべてで一斉に行うのではなく、例えば、滞納税額ワーストテンの税務署において行うことにすることも考えられる。

#### (2) 滞納整理専担部門の設置（課税部門と徴収部門の分離）について

これは、「モンゴルにおける滞納整理改善策として助言できるもの」の中の「滞納整理の実施体制面」のなかで取り上げているものである。その理由は、従来、モンゴルにおいて行われていたように、1人の検査官が、1人の納税者についての課税事務と徴収事務を併せて行うシステムでは、課税事務も中途半端、徴収事務も中途半端になりやすい（どちらかという、徴収事務がなおざりにされやすい）し、職員のもつ能力も分散されざるを得ず、また、不正がおきやすいことも懸念されるからである。

「ワンストップサービスセンター」が設置され、今般、電話催告の試行を行なったダルハン・ウール県税務署においては、課税部門と徴収部門が分離されている。しかし、ワンストップサービスセンターが設置されたすべての税務署において、課税部門と徴収部門が分離されているわけではない。

今回、ワンストップサービスセンターが数多くの国税局及び税務署に設置されたが、この機会に、事務執行体制を見直して、制度を新しく定めて課税部門と徴収部門を分離することを検討すべきである。

#### 11-4-4 改善への提言（留意すべき事項等）

11-4-3でのべたように、当面は、モンゴル国税庁は、法律等の改正をすることなく、直ちに実施できる11-4-3の(1)及び(2)の事項について、できるだけ早く、全国ベースで実施することについて検討すべきである。その際に留意すべき事項等は次のとおりである。

##### (1) 「納税推進月間」（仮称）の拡大実施について

前述のように、善良な納税者が納税について意欲をなくすことになることは、大変な事態である。この観点から、「大赦法」の成立と施行が納税者にどのように受け止められているかを、公正に、かつ、客観的に把握する必要がある。2007年12月の合同調整委員会において、国税庁長官から、大赦法の成立と施行の状況をみて、「納税推進月間」（仮称）の拡大実施の時期などを考える必要があるとの発言があったが、正にそのとおりである。

また、拡大実施に当たっては、ダルハン・ウール県税務署で行った、滞納税金について担当者を臨時的に入れ替えて行う電話催告のみではなく、まだ滞納になっていな

い税金について、期限内に、税務署の幹部が行う電話催告も実施すべきである。当然のことながら、期限内納付を増加させることは、その分、滞納の発生を減少させることになるからである。これは、「税金は期限内に納付すべきものだ」ということを、税務署の幹部が納税者に対して直接に認識させるという意味で、租税教育の一環とも言えるものである。

(2) 滞納整理専担部門の設置（課税部門と徴収部門の分離）

この事務執行体制の問題については、現在、「ワンストップサービスセンター」が実施されている税務署のうち、「課税部門」と「徴収部門」とが、①分離されている税務署と、②分離されていない税務署について、署長以下、実際に現場の事務を行っている職員に直接面接するなどして、どちらが効率的か、実績はどうか、納税者の反応はどうか、職員の仕事に対する意欲はどうか、などを、詳しく調査し、その結果を踏まえて、規則などの制度を新しくして、どのような執行体制にすべきかを定めるべきである。

## 11-5 第三者情報システム

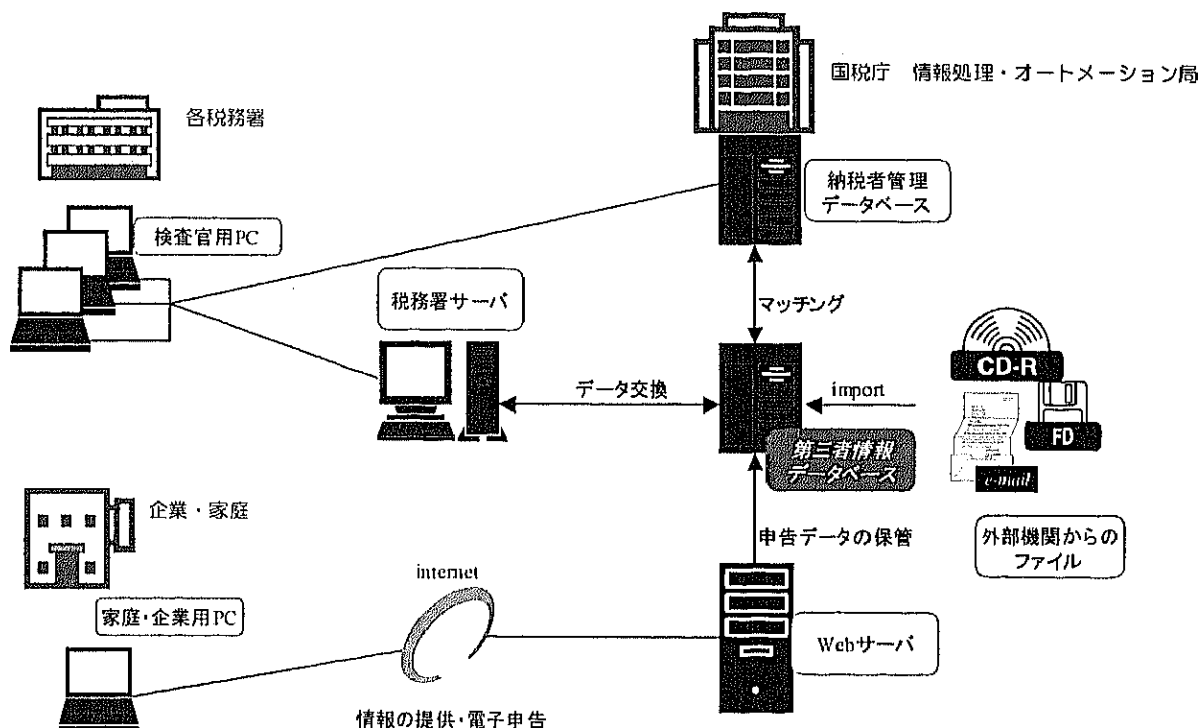
### 11-5-1 概要

#### (1) システム及びサービスの概要

第三者情報データベース（Third Party Information database system 以下 TPI）のシステムの概要及びサービス概要は以下の通りである。

#### 1) システムの概要

システムの概要を以下に示す。



#### ① 国税庁情報処理・オートメーション局

- ・ 国税庁情報処理・オートメーション局内の納税者に関連するシステムは、納税者管理データベースと TPI、web サーバから構成される。

納税者管理データベース：納税者情報、納税・申告状況など納税者及び納税の管理のための基本的なデータが格納されている。

TPI：納税者の取引などを裏付ける。主に納税者以外の者（第三者）が作成したデータを格納する。

Web サーバ：納税者などに対する税務に関する情報提供を行うほか、電子申告（e-filing）の処理を行う。

- ・ TPI と他の 2 システムは相互に関連づけられる。

TPI と納税者管理データベース：納税者管理データベースに格納されている納税者情報についてマッチングがとられており、これに基づいて TPI 内のデータ管理がなされている。

TPI と web サーバ：電子申告のデータのうち、VAT インボイスの電子データは web サーバ経由で TPI に送られる。

- ・上記システム以外に、TPI には他の機関からの情報が電子ファイルの形で提供され、import される。主なものとしては、以下の通り。

情報内容	提供機関
税関情報	税関庁
入札・落札情報	財務省
不動産登録情報	不動産登録局
資源管理情報	資源管理局
社会保険関連情報	社会保険庁
アルコール製造・販売関係情報	食料農牧省
政府調達に関する情報	財務省

## ②各税務署

- ・各税務署では、検査官が使用する PC のほか、国税庁情報処理・オートメーション局との情報交換に用いられるサーバから構成される。
- ・現在はセキュリティ管理の観点から各税務署に格納されている第三者情報は、日次で国税庁情報処理・オートメーション局に転送される。

## ③企業・家庭

- ・企業・家庭からはそれぞれが保有する PC から、インターネット経由で国税庁の HP にアクセスして、税務に関する情報を入手するほか、企業に関しては VAT の電子申告などを行うことができる。
- ・入手できる主な情報としては、課税スケジュール、関連法規、税務手続に関する情報などである（電子申告に関しては後述）。

## 2) サービスの概要

### ①情報検索

- ・TPI の最大の目的は検査官による情報検索である。当初は検査官が直接情報検索を行える形ではなく、オペレーター経由で情報収集する方式であったが、検査官側の利便性などの観点から現在は、検査官が直接情報検索を行う方式となっている。
- ・検査官は管轄納税者のうち、調査対象となる納税者の情報を納税者番号（住民番号、国家登録番号）などから検索し、これらと収集した情報を突合し、あるいは端緒として徴税業務を進める。
- ・TPI に格納される情報は機密度が高い情報であることから、検査官の目的外利用は禁止されている。これを担保するために、各情報の利用に際して検査官はそれぞれの ID でログオンし、参照した情報についてはシステムの履歴情報が残される仕組みとなっている。

### ②電子申告

- ・電子申告自体は TPI の本来の機能ではないが、電子申告により、TPI で当初より計画されていた VAT インボイスの電子化及び TPI での活用が効率的にできるようになった。
- ・電子申告は上述のように国税庁の HP において提供されるサービスである。



- ・電子申告に関しては主に二つの機能に分けることができる。一つは法人税申告書、付加価値税申告書、個人所得税申告書の電子申告、もう一つが VAT インボイス、源泉徴収申告書 11(2)、源泉徴収申告書 12(3)等の添付情報の入力手続である。
- ・電子申告を行うのに必要とされる情報の概要は以下の通り。

情報内容		提供される情報
VAT インボイスに関する情報		・VAT インボイスの入力ソフトとその説明
申告画面に関する情報	通常の事業者	・電子申告書のソフトとその説明（ダウンロード画面含む）
	取引先消費者が多数いる事業者	・関係ソフトとその使用説明書

- ・VAT インボイスを添付する電子データの作成は大きく二つパターンに分かれる。
- ・通常の事業者については、国税庁がソフトウェアを Web 上で提供し、これを利用して XML データ<sup>※1</sup>を作成して申告書データの送信の際に添付ファイルとして送る形をとっている<sup>※2</sup>。
- ・もう一つは通信事業者のように、大量の顧客との関係で VAT インボイスが発生するケースである。この場合は、国税庁の側で必要なデータ項目を仕様として事業者に通知し、これに基づいて EXCEL のファイルを事業者側で作成して添付する形である<sup>※3</sup>。
- ・電子申告は 2007 年 9 月よりモンゴル市内の VAT 納税義務者である事業所を対象としてサービスを開始している<sup>※4</sup>。

※1 情報システムで用いられる標準データフォーマットの一つ。異なるアプリケーション間で相互にデータ利用ができるようにするほか、必要なデータだけを活用するなどを可能としている。

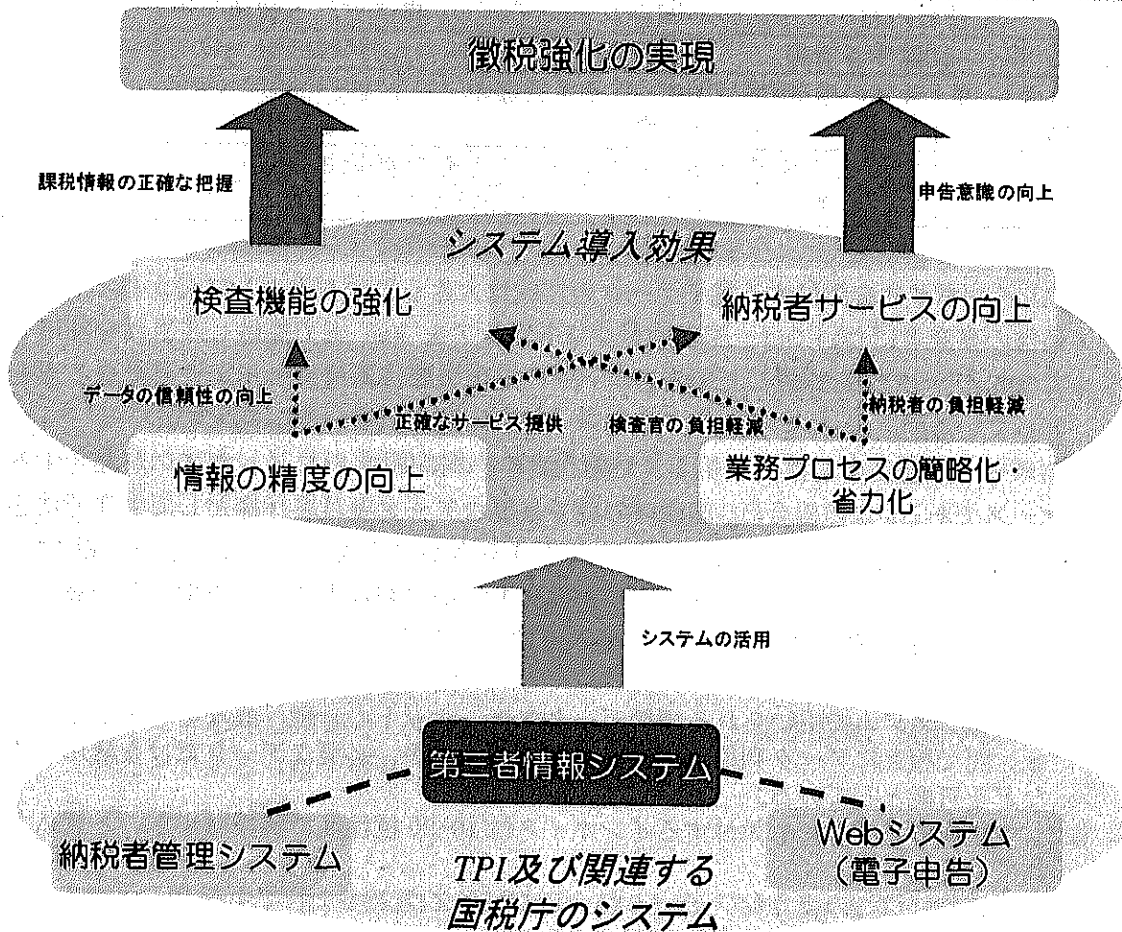
※2 中規模の事業者でも添付するインボイスは 10-20 枚程度で負担は小さいと見込まれている。

※3 将来的にはこのようなフォームも web 上からダウンロードできるような対応をとることが計画されている。

※4 2007 年 11 月のヒアリング結果では、国内約 23,000 社のうち、868 社が対象となっているとのことである。

## (2) TPI 導入に伴う効果

TPI 導入の効果として、以下の4点が直接的効果として挙げられる。これらを通じて徴税強化という効果を上げることになっている。



### 1) 検査機能の強化

TPI 導入以前の段階で検査官が利用できる情報はきわめて限定的であった。すなわち管轄区域内で収集した納税者に直接関連する情報に限定されていた。そのためある納税者の経済活動の実態やこれを踏まえて本来あるべき課税状況などの確認のための資料が十分ではなかった。

TPI の導入により、例えば納税者の輸出入に関する活動や不動産取引などの情報が検査官にもたらされるため、納税者の行っている申告とこれらの情報との突合を行うことにより、納税者の申告状況が正しいものであるのかどうかを容易に確認することができるようになった。特に定期的にモニタリングすることにより、申告漏れなどの端緒を捉えるケースなども見られる。

このような検査機能の強化は、徴税強化としての効果を上げることと密接に繋がっている。

## 2) 情報の精度の向上

TPI 導入以前は紙情報であったものを電子化し、電子化することにより別のデータ（情報源）とマッチングすることができるようになったことから、データの誤りを検出することが容易になり、その結果として情報の精度向上が進んだ。また紙情報をベースにした場合には、手書きに依ることが中心であったため、判読性にばらつきが生じていたものの、PC などにより直接データを入力することにより、情報のやりとりから派生する誤りなども減少することに繋がっている。こうしたことを通じて、過失でのデータ入力だけではなく故意に情報を偽って入力するケースなどの検出も従来に比べて容易になったため、不正の発見にも対応しやすくなっている。

## 3) 業務プロセスの簡略化・省力化

VAT インボイスは検査機能の充実の観点から重要な情報源の一つであるが、従来はその電子化が大きな課題であった。すなわち VAT インボイスの発生件数が非常に多いこと、VAT インボイスの大半が手書きであることから機械入力が困難であったことなどから、入力のための要員の確保とそのための費用が大きな課題であった<sup>※5</sup>。

電子申告制を導入して、一部のプロセスを簡略化することにより、入力自体を国税庁・税務署で行うのではなく、納税者側に委ねた結果、これまで必要された国税庁・税務署側の入力負担の大半が不要となった。従来、入力は各税務署で行っていたが、この負担がなくなったことから、要員の人件費が削減されるとともに職員が本来の業務に注力することができるようになっている。

さらに電子データを情報処理・オートメーション局で処理することにより、従来発生していた管轄違いによる情報の照会や転送などの処理が大幅に減少し、その結果として TPI への正確な情報の反映が迅速に行えるようになっている。

※5 例えば昨年度のヒアリング結果では、VAT インボイスの入力のために臨時職員を 3-5 人確保して当たるほか、これらの要員の管理とデータのチェックを職員が行うなどの負担があったとされる。

## 4) 納税者サービスの向上

TPI や電子申告の導入は納税者サービスの導入にも寄与している。TPI 導入以前は、各納税者に関連する情報は担当検査官のみが管理する方式であった。そのため納税者からの問い合わせに対する回答は当該担当検査官しか行えなかった。その結果、担当検査官の業務状況などによって、迅速な対応が困難となるケースがあった。TPI により情報の共有化が図られることにより、簡易な問い合わせに対しては、他の検査官でも回答できるようになったことから、納税者に対してタイムリーに対応できるようになっている。特に平行して導入されている各税務署のサービスセンターでの照会サービスにより、この点が一層改善されている<sup>※6</sup>。

また VAT の電子申告の導入は、国税庁・税務署側だけではなく、納税者である事業者側にもメリットがあるといわれている。特に大規模事業者においては発生する VAT インボイスの件数も多数に上り、これをチェックして提出するなどの手間が発生していた。電子申告の導入により、各事業者で利用している会計ソフトウェアのデータを基にして VAT インボイスデータの作成を行い、これをネットワークを通じて国税庁側に

提出するため、納税申告にかかる手間が省略化されている。

このような納税者サービスの向上は、納税者に対して納税手続に伴う手間を省き、結果として納税申告に対する意欲を高めることに繋がっている。

※6 従来は全ての問い合わせが各検査官になされてきたが、サービスセンターでのサービス導入より、問い合わせのレベルにより切り分けが可能となっており、検査官が回答しなければならないものが減少している。その結果、納税者側から見ると気軽に疑問を解消することができ、検査官は本来の検査業務に注力できるような環境が整えられている。

## 11-5-2 所期のシステム構築目的からみた評価

### (1) 所期のシステム構築計画からみた達成度

TPI の導入を計画した当初(2001年)は、以下の内容を主な機能とし、これらを通じて徴税強化を図るものとしていた。

- ・ 第三者作成の情報のデータベース化・共有化
- ・ 他の機関（特に税関）との情報交換
- ・ VAT インボイスの導入とその電子化（当時は OCR による対応の検討）

これらの機能については、2007年の時点では概ね達成されており、その結果構築された TPI の機能も検査官を中心に利用されている。また TPI のデータの充実や利用の具現化を図る観点から、以下の納税者向けサービスも整備されている。

- ・ サービスセンターにおける納税者照会サービス（コールセンター含む）
- ・ Web による情報提供
- ・ VAT の電子申告

これらは直接的には納税者サービスの向上であるが、その下支えとして TPI を活用し、あるいは TPI に格納されるデータ生成に寄与するものとなっている。

このように TPI の構築計画で想定した機能の大半は既に具現化されており、概ね達成されていると考えられる。

### (2) システム構築の目的からみた評価

TPI 構築の大きな目的として徴税強化に焦点が当てられているが、この点に関しては成果として寄与していると考えられる。徴税強化という成果自体は、検査強化（これに伴う不正摘発）や納税者の申告促進などの結果であることから、TPI の利用に直結したものである。この点において TPI 及びこれを核としたサービスの提供は重要な役割を果たしている。

特に検査官による TPI の利用については、導入当初は必ずしも全ての検査官からは賛意が得られなかったが、実際に利用を開始し、利用を通じて改良を重ねてきた結果、現時点では TPI の利用についての検査官側からの異論はなく、むしろ機能改善のための意見が積極的に出される状況となっている。

このように TPI の活用は既に徴税活動や納税者サービスの提供の点から不可欠なも

のとなっていると評価することができる。

### 11-5-3 今後に向けた課題

#### (1) 機能改善について

TPI については、定期的に検査官から機能改善が求められている。これら検査官に TPI の利用が普及し、日常的な利用がなされていることの証左である。

システムの機能は、一般的に導入したときに全ての機能を想定することは難しく、利用の普及に伴い新規に追加することで利便性の向上を図ることが一般である。従って機能改善を進めること自体はむしろ望ましい状況であるといえる。

留意すべき点として、

- ・運用の改善（制度的改善も含めて）で対応できるものであるのか、システム的な改善が必要なものであるのかの評価を行う
- ・システム的な対応を行った場合に、利用者（主に検査官）に対して十分な利用教育を行う
- ・機能改善に当たっては、技術の先進性だけではなく、安全性（従来の機能の提供が損なわれないなど）にも十分配慮した設計を行う

などが挙げられる。

#### (2) VAT インボイスデータ収集スキームの拡張と改善

VAT インボイスを電子申告の形で収集することが 2007 年 11 月より開始された。これにより検査官の検査力・効率性が飛躍的に向上することは言うまでもない。今後はこのような電子データの提供者の範囲を広げることが重要である。特にこれまでは、検査効果の効率性や担税力などの観点から、ややもすると大企業を中心に検査が実施されてきたが、経済成長が進む中で担税力を有する納税者も増大していることから、中小事業者においても可能な限り VAT インボイスデータの提供を求めることが望まれる。そのためには、システム面でのサポート（例えばより簡単なソフトウェアの提供や問い合わせ対応の拡充）のほか、電子データで提供した事業者に対するインセンティブ供与なども考えられる<sup>※7</sup>。

※7 現在は紙ベースでの帳票を免除することが一つのインセンティブになっているが、この場合には大企業により効果大きい、中小事業者の場合には限定的となるケースがある。例えば電子データでの提供を行った者に対しては検査を簡略化する、検査を数年置きにするなどの緩和措置も想定されうる。

#### (3) 納税者サービスの向上

今後、徴税強化の一環として「広く薄く」という点も考慮する場合には、納税者側の課税意識の向上を図ることが重要である。納税者サービスの更なる向上は、これに寄与するものとして期待される。

TPI 及び周辺システムを活用して今後、納税者サービスの向上を図るためには、申告手続の簡略化や情報提供の充実などをさらに進めることが挙げられる。具体的には、

- ・電子申告の対象申告範囲の拡大及びサービスエリアの拡大
- ・個々の納税者に対する情報提供の充実

などが挙げられる。

これらの多くは既にサービスセンターで実現されているものもあるが、さらにこれを国税庁のHPなどを通じて実現することにより、要員の最適な活用を進めることにもつながり、一層のサービス拡充が期待される。インターネットを通じたサービスの拡充を図るための留意点としては、以下の点が挙げられる。

- ・利用者認証の強化を含むセキュリティの強化
- ・ネットワークインフラの強化

特に前者は、納税者が安心して自分の情報提供し、あるいは活用する大前提である。今後は安定稼働、情報保護などのセキュリティ全般に留意しながら、システム構築を進めることが必要であると考えられる。

#### (4) システム運用面の強化

TPIの運用は現在情報処理・オートメーション局が担っている。要員の多くは長期間にわたって専従していることから、実務的な運用については、手順化されていない部分が多い。TPIの活用範囲の拡大とともにシステムも複雑となり、運用も複雑化しつつあること、また急な要員の変更等が生じた場合でも迅速に対応できるようにすることなどの観点から、現在各担当者において暗黙知とされている運用手順を、文書にするなど可視化することが重要である。

また取り扱う情報だけではなく、情報の活用状況自体も重要となりつつある。そのため全体的な情報利用のモニタリングをシステム運用の一環として盛り込むことが求められる。具体的には定期的に利用状況をモニタリングして、情報漏洩などを未然に防ぐような対応が求められる。こうした対応についても、システム的な対応だけではなく、運用手順として明確に位置づけて実施する必要がある。

さらに2007年11月以降、本格的に実施されている電子申告に対するシステム運用状況やその効果の把握を明確に行う必要が想定される。

#### (5) 組織の役割の分担

TPI及び周辺システムに関する運用は全て情報処理・オートメーション局が担当している。しかしシステムが拡大し、管理対象が多岐にわたりつつあることから、組織毎の役割を明確にすることが求められる。すなわち情報処理・オートメーション局における運用負荷が当初の計画時に比べて大きく増大していることから、サービス提供という点でムラが発生しうること、また業務の内容から情報処理・オートメーション局が担うよりも、ユーザ部門である徴収サービス局や検査方策局が担う方が妥当であると考えられることなどが理由として挙げられる。例えばデータの修正に関しては、情報処理・オートメーション局で行うよりも検査方策局で検知し、これに基づいて必要な手続を講じた上で情報処理・オートメーション局が修正業務を行う方が、業務のセキュリティという観点から妥当である。またweb上での情報更新などについては、より納税者に近い業務部門が担当することにより、迅速かつユーザに即した対応をとることが期待できる。このようにサービス向上を今後一層図る観点から、各組織の役割を明確にし、的確にその対応をとれるようにすることが運用の透明性や確実性を確保することにも繋がる。

## 11-6. 納税者サービス・納税者広報

モンゴル国においても日本においても、「納税者サービス」の語の定義は必ずしも明確でなく、議論が噛み合わないことが多い。

「納税者サービス」の意味するところを整理し、モンゴル国の現状の位置づけを試み、今後の方向と課題、どう対処していくか改善の道筋を検討したものである。

### 11-6-1 「納税者サービス」の持つ意味

日本において、一般的に使われている「納税者サービス」の語が意味するところを整理すると、概ね次の4つパターンとなる。

#### A 税務行政において、最大の「納税者サービス」は適正課税の実現である。

人は、「自分以外の納税者も、全員、正しい申告と納税をしているという信頼」があってはじめて「自分も適正な申告と納税を行うことができる」という考え方がある。

俗に言う、「正直ものが馬鹿を見る」のを防止するのが、民主主義国家における税務行政の重要な役割のひとつ、徴税権の根拠であるから、税務行政にとって「適正課税」「課税の公平」の実現に優る「納税者サービス」はないわけである。

この理屈では、調査や滞納処分も「納税者サービス」の一部になる。

#### B 納税の主役たる納税者が、主体的に申告や納税を行うことを支援するのが「納税者サービス」である。

民主主義の下で、税制度の主流となっている申告納税制度は、納税者が自分の意思で自分の計算に基づき、自主的に申告や納税など納税の義務を果たすことである。

しかし、社会や経済の複雑化に伴い、税の制度や手続きは複雑かつ専門的になる。

このため、納税者は自分の力だけで、正しい申告や納税を行うことが困難となり税務行政の「支援」が必要となった。

「納税者サービス」とは納税者が主体的に納税義務を果たすための支援であり、具体的には、必要な情報を提供する広報活動、申告や納税のため相談、個人の確定申告手続の支援などである。

また、税理士制度の整備や学校教育における租税教育の推進等、社会全体として、主体的な納税がより容易となるように制度や手続きの改善の努力も含むと考える。

#### C 窓口の納税者の（用務に関する）満足度を高めるのが「納税者サービス」である。

ここでいう用務に関する満足とは納税者が、要求されている用務（税に関する手続き等）を円滑に達成できたかということである。

窓口はすぐにわかったか、担当者は必要な知識を持っていたか、必要な書類や説明文は掲示されていたか、などがポイントとなる。

窓口の要員数や運用体制、説明資料や様式の適時適切な提供などの問題である。

#### D 窓口の納税者の（心情に関する）満足度を高めるのが「納税者サービス」である。

（心情に関する）満足とは納税者が、窓口で「好感」を持ったか或いは「不快感」を抱かなかつたが基準となる。

勿論、“心情”は所詮、納税者自身の感情の問題であり、納税者個人やその時の状態によって左右されるものであるが、納税者のできるだけ多くに、好感を持たせる窓口

の実現を「納税者サービス」と考えるのである。

このことは、ひとえに窓口の職員の対応にかかっている。具体的には、職員の接遇（サービスマナー）、窓口の施設設備、さらに待ち時間などの問題となる。

通常、窓口の満足度は、上記の C「用務に関する満足度」と D「心情に関する満足度」を総合して論じられている。また、心情的な満足度は用務の満足度に比べれば付随的なもの、軽微なものとして扱われることが多い。しかし、モンゴルのサービスセンターでの納税者の意見の中には、心情的な満足度を我々の想像以上に重視していること伺わせるものもある。

#### 11-6-2 日本における納税者サービスの形

日本の国税庁が、毎年、公表している「国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画」には実施目標として次のような記載がある。

これらの記載から、日本における「納税者サービス」の重点は前記 B のパターンを指向していることは明らかである。

実施目標 1-1-2 より抜粋

納税者の視点に立った適切な情報の提供に努めます。また、問い合わせや相談に対して迅速かつ的確な対応に努めます

##### (1) 納税者の好感度の向上

納税者の皆様への応接態度や税務署の利用しやすさに配慮し、納税者の皆様の好感度が向上するよう努めます。

##### (2) 広報事務の充実

税務行政の運営に当たっては、相談や調査とともに広報公聴を重要な柱として事務運営を行います。

広報事務は、納税者の皆様のみならず広く国民各層に対して、税の意義や役割、一般的な税の仕組みのほか、所得税の確定申告に関する情報等について

- ① 納税者が知りたい情報をいつでも必要なときに入手できること
- ② 税務署へ行かなくても入手できること
- ③ 納税者の視点に立った分かりやすい表現であること
- ④ 納税者の意見を広報に反映して行くこと
- ⑤ 統一的な広報を行うこと

等の基本的な考え方に基づき実施する。

##### (3) 「国税庁ホームページ」の充実

身近な税の情報や業務内容、統計情報、記者発表資料のほか申告書等の様式や納税者の皆様の適正な申告に有用と認められる法令解釈通達や質疑応答事例などの情報を「国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>)」により提供します。

##### (4) 法令解釈通達のホームページへの掲載割合の向上

法令解釈通達については、そのすべてを国税庁、国税局、税務署の窓口において、納税者の皆様の閲覧に供することにより公表していますが、納税者の皆様が国税についての法令解釈をいつでもより容易に知ることができるよう、「国税庁ホームページ」



に法令解釈通達を掲載し、更新します。

(5) 説明会による情報の提供

申告と納税に必要な法令解釈や事務手続を正しく理解していただくため、関係民間団体との協調関係を推進することにより、改正消費税法を含めた改正税法の説明会、年末調整説明会、確定申告に関する説明会等の各種説明会を開催し情報の提供に努めます。

(6) 納税相談室における面接相談と電話相談の充実

税務相談については、全国の国税局に税務相談室を、主要な 139 の税務署内に税務相談室の分室を設置して面接相談と電話相談を行います。

(7) 「タックスアンサー」の充実

簡易定型的な税金相談にコンピューターで回答する「タックスアンサー」については、インターネットや電話音声・ファクシミリにより税金に関する情報を提供していますが、税制改正を踏まえた回答文の修正等により内容の整備・充実を図るとともに、タックスアンサー項目一覧表等を作成・配布し周知に努めます。

(8) 事前照会への的確な対応

国税庁は通達の公表や税務相談室における税務相談などを通じて、一般的な税法の解釈・取り扱いについての情報を提供しているほか、納税者の皆様が実際に行う取引等への税法の具体的な適用関係に不明な点がある場合には、税務署などで事前の照会に応じています。

### 11-6-3 モンゴルにおける現状

モンゴルの「納税者サービス」に関しては、次のような事項が注目される。

(1) サービスセンターの設置

モンゴルでは、過去において、納税者は管轄税務署の検査官が定められており、申告や相談はその担当検査官を通して行うことが一般的であった。

サービスセンターは、特定の事務室を設け、窓口には常時、5 ないし 7 人の検査官を配置し、申告、納税、相談、証明、登録などの業務を受け付けることとしたものである。サービスセンターの設置は 2003 年に始まり、2008 年 5 月現在、主要な税務署の 26 箇所を設置されている。

サービスセンターの設置により、納税者はいつでも、相談や申告書の提出が可能となった。また、新装された待合室や、工夫された室内の掲示など新鮮味があり納税者はこれを「納税者サービス」の改善として好感している。

(2) サービスマナーの向上

サービスセンターの業務は順調に行われているが、納税者のアンケートの中には、検査官の態度が「高圧的」「権力的」という言葉が見られた。

このことはモンゴルの国税庁においても十分意識しており、新たにサービスセンターを開所する場合の職員研修においては、「サービスマナー（日本の「接遇」「服務心得」に類するもの）の研修を必ず行っている。

このほか、国税庁以外の国家機関の職員研修においても「サービスマナー」は重点的に取り入れられている。

モンゴルにおける「納税者サービス」のひとつにサービスマナーが関心を集めているのは事実である。

(3) 質問等のデータベースの整備

サービスセンターでは、納税者の質問や回答を、定期的（毎週）に入力しデータベース化し利用することとしているが、ハードまたソフトなどシステムの問題のため、現実には十分に機能していないようである。

質疑応答集の作成の計画などの対応は行われているが、本格的な対応については明確でない。

(4) パンフレット等の作成

サービスセンターの中には、税法改正や誤りやすい手続き等について、自主的にパンフレット（1枚紙の簡単なものではあるが）を作成し待合室に設置しているものも見られる。職員の「納税者サービス」に関する意識が、育っていることは確かである

(5) 電子申告の導入

法人を対象とする付加価値税の電子申告が実施され、その説明会が「サービスセンター」と「情報処理オートメーション局」の共同の形で開催されている。

コールセンターの設置もなされ、モンゴルにおいても新しい形の「納税者サービス」への対応ができてきている。

#### 11-6-4 今後の改善への方向と課題

(1) モンゴルにおける「納税者サービス」の方向

「納税者サービス」に様々な形があるが、日本の現状においては上記 11-6-1 の B に掲げたように「納税の主役たる納税者が、主体的に申告や納税を行うことを支援する」方向あることは前述のとおりである。

モンゴルにおいても、「サービスセンターの設置」は、上記 11-6-1 の C に掲げた「窓口の納税者の（用務に関する）満足度を高めること」であり、「サービスマナー」に対する関心の高まりは、上記 11-6-1 の D に掲げた「窓口の納税者の（用務に関する）満足度を高めること」と整理することができる。

そして、その延長線上に、「納税の主役たる納税者が、主体的に申告や納税を行うことを支援する「納税者サービス」があることは明白である。

また、具体的なメニューとして、日本の制度や施策がそのままモンゴルに通用・定着するものではないが、11-6-2 に掲げた「日本における納税者サービスの形」に準じたものの実現が、当然、検討の対象となる。

(2) 課題と改善の道筋

「納税者サービス」の充実の目指すところは、帰するところ、“自主的に正しい申告と納税が行われる社会（環境）の構築” そのものともいえる。

従って、その実現は、単に一片の規則を制定することで達成できる性質のものではなく、種々の施策の展開、職員の意識改革、さらに納税者をはじめ一般市民の理解など、税務行政全体としての取り組みが求められることになる。

既に、進行しているものもあるが、取り組みが必要な課題と改善の手がかり、道筋は以下のとおりである。

## 1) 方針の明示と根拠となる規則の制定

モンゴルにおける「納税者サービス」について、「サービスセンター規則」の中に「納税者の利便性」や「サービスマナー」に関する規定は見られるが、趣旨や目的を明確にしたものはない。

また、「納税者サービス」に関連する事実上の管理部署としては「サービスセンター（主任検査官）」「税務署（徴収部長）」「国税庁徴収・サービス局（担当検査官）」があるが、「納税者サービス」に関する責任部署が定められているわけではない。

本論の趣旨のような「納税者サービス」を進めるためには、目標を明確にし、責任部署の指定をすることが不可欠であり、このためには何かの根拠規定が必要となる。

そこで、“納税者の利便性を向上しながら自主的に正しい申告と納税が行われる社会（環境）の構築を目指すこと”の方針を明示した「納税者サービス基本規則」を制定することが第一歩となる。

この中で、①国税庁全体の基本的な計画（目標）②「サービスセンター」をはじめ各部署において実施可能な「納税者サービス」の施策、③「納税者サービス」の責任部署を明確にすることが必要である。

## 2) 職員および納税者等への周知

上記で制定された「納税者サービス基本規則」の趣旨・内容を、職員に周知するとともに、納税者にも理解して貰うよう積極的に広報する。

### ① 職員への周知

何故「納税者サービス」が必要なのか（“自主的に正しい申告と納税が行われる社会（環境）の構築”ということになるが）を、職員に徹底し、意識改革を図るため、各種会議における幹部の訓示に加えること、日常業務の打合せの中での議題として取り上げることがルール化する。

### ② 納税者への周知

納税者から見て、「納税者サービス」充実の目的が、これまでの「権力的な税務署」の改善のためのみと受け止められることは望むところではない。

「納税者サービス」は、検査官から納税者へのサービスだけではなく、納税者に対しても「納税の主役」として「自主的な申告と納税」の責任が求められていることを理解して貰う必要がある。

こうした理解を拡げるため、広報のメイン標語（例えば「税金の主役はあなた納税者」など）を定めて、サービスセンターに掲示したり、税関係の様式や資料に付記することを慣例化するなど、市民の意識の中に浸透させる工夫が必要である。

## 3) システムの改善

「納税者サービス」に利用される次のシステムについて、ハード面ソフト面において改善を行う必要がある。改善については随時、実行されているようであるが、当面の改善ではなく、将来を見通した改善が望まれる。

① 質問および回答システム

納税者からの質問およびこれに対する回答を蓄積し、検査官が共有するシステムであるが、システムの問題、或いはデータの更新作業など運用上の問題があり必ずしも十分機能していない。これらの改善がまず急がれる。

② ホームページの充実

自主的な取り組みと JICA、USAID の支援等もあり、改善が行われている。今後、有効性が期待されることから、絶えずレベルアップの努力が必要である。

③ コールセンターの開設

小規模ではあるが、JICA の支援により開設された。近い将来、更に必要になることは十分予想される。ハード面のほか、質問および回答事例の集積などの準備を始める必要がある。コールセンターの充実により、コールセンターに催告センターとしての機能も持たせることが考えられる。

4) サービスセンターの運営の改善

当面、「サービスセンター」が「納税者サービス」の中心的役割を果たすことになる。このため、効率的で納税者に好感されるサービスセンターの運営を実現することが差し迫った課題である。サービスセンターの運営の改善については、今回のプロジェクトにおいて、モデルサービスセンターの運営を通じて支援してきたところであり、次の2点が特に重要である。

① 業務管理データの収集と活用

サービスセンターの繁忙は来所する納税者の人員及び用件に左右される。来所者数や用件に応じた準備や検査官の配置が効率的な運用の基本である。しかし、何時、どういう用件で来所するかは、納税者の自由で、サービスセンターの都合に合わせて、コントロールできるものではない。サービスセンターでできることは、来所者の実績等を把握分析し、各税の納期限や曜日などの関連から、できるだけ正確な予測を行うことである。これに応じて、検査官の配置、月間計画、週間計画を作成することが可能となり、納税者も検査官も無駄な待ち時間を減らすことができる。

実績把握と事務量の予測、適切な事務計画の作成がより効率的な運用の前提であることを十分意識して業務管理データの収集と活用を行う。

② サービスマナーの確立

A 窓口のサービスマナー

モンゴルにおいては、サービスマナーが「納税者サービス」の重要な要素として扱われている。サービスマナーに求められていることは、前述の、納税者の「用務に関する満足」、「心情に関する満足」ということになる。

この納税者側の満足を保証するには、検査官側の応対として、待たせないこと、用務に対して的確で迅速に処理すること、相手に不快感を抱かせない態度を保つことが必要である。

また、通常的な事務処理では円満に推移していても、例外的なケースや、納税者の誤解などで紛糾することもある。その意味で、納税者からの苦情申立て、紛糾し

た場合の対応（苦情処理）の体制も用意されていなければならない。

## B 能力向上

サービスマナーの能力は事務処理など知識能力の側面と、応接態度など全人格的な側面がある。研修は絶えず行わなければならないがマニュアルや研修のみではなかなか習得困難な面もあり、能力向上のための工夫が必要である。

サービスセンターの職員全体のレベルアップのためには、講義形式の研修のほか、お互いの経験を話し合う「事績検討会」の開催も有効である。他サービスセンターの職員と交流する「事績検討会」を定例化するのもひとつの方法である。

### 11-6-5 当面の留意点

#### (1) 「納税者サービス」基本計画の早期作成

「納税者サービス基本規則」の制定の準備として、国税庁全体の「納税者サービス」基本計画の取りまとめをできるだけ早く行うことが望まれる。このため、関係部署（徴収・サービス局、情報処理オートメーション局、研修・研究センター、サービスセンター）の職員を構成員とするプロジェクトを発足させる。また、この問題はモンゴルの税務行政全体の問題であるからプロジェクトのトップには、幅広い指揮権を持つ幹部をあてる。

#### (2) モデルサービスセンターの運用の充実

モデルサービスセンターについては、効率的な運用とサービスマナーに支えられた、「納税者サービス」の形を実現し、他のサービスセンターに拡大することを意図している。このため、絶えず運用の状況を確認し改善を検討していくこととする。

また、モデルサービスセンターの職員には、他のサービスセンターに対して指導的役割を果たすことが期待されることを理解させる必要がある。

資料 7  
モデルサービスセンターの業務規則

---

1. 総括

- 1.1 自己申告制度において一番大切なところは、納税者が税法に従って正確に税務申告書を提出し、納付することである。モデルサービスセンターの基本的な義務は、納税者が単独で税務申告書を作成し、納付する際、必要とされている情報を提供するとともに税務申告書の受理、納税者の登録、証明書の発行、税法の説明及び支援を行ない、健全な納付環境を整えることである。
- 1.2 新設されているモデルサービスセンターにおいては本規則に従って活動を行う。

2. ワンストップサービスセンターの組織、管理

- 2.1 ソンギノハイエルハン税務署管轄下にモデルサービスセンターを設立する。
- 2.2 部局長の直接指導下に課の組織として設立する。一人の国家主任検査官がサービスセンターを管理する。課長は国家主任検査官にすべきである。ワンストップサービスセンターに国家検査官が4人以上、マネージャーが1人、国家主任検査官が1人(部課の組織で)勤務する。ワンストップサービスセンターに勤務している検査官は、財務学、租税学、簿記会計分野で大学を卒業し、税法に関する知識レベルが高く、経験、知識も身に付け、IT及び税に関する応用ソフトを利用する能力を有する必要がある。又、納税者に対して指導及び説明を行なって説得する能力があり、サービスマナーを身に付け、直面している問題に対して迅速な解決をする能力を有する職員がサービスセンターに勤務する。
- 2.3 ワンストップサービスセンターの課長は、国家検査官・マネージャーの業務実績に対する管理及び指導を行い、あらゆる問題を解決すべきである。ワンストップサービスセンターに勤務している国家検査官が規則に従って業務を行なう。マネージャーは、ワンストップサービスセンターへの来客に対して利用目的及び要件を聴取し、適切な回答をし、サービスを提供すべき職員へ案内する。又、マネージャーは、ワンストッ

プサービスセンターのサービス室においてテレビコマーシャルを流し、施行例等の使用方法について説明し、研修スケジュール表を作成する義務を有する。

- 2.4 ワンストップサービスセンターに勤務する職員として採用されている国家検査官は、国税庁より実施されたワンストップサービスセンター職員対象の研修を受けなければならない。
- 2.5 ワンストップサービスセンター職員向け研修カリキュラムにワンストップサービスセンターの業務規則、サービスマナー、検査官の倫理、税法、税の応用ソフトなどの科目を反映させなければならない。
- 2.6 納税者のご都合に合わせるため、12時30分～13時30分まで一番目のシフトを昼休憩にし、13時30分～14時30分までは二番目のシフトの休憩にし、ワンストップサービスセンターを完全に閉館することなく活動を行う条件を整える。
- 2.7 ワンストップサービスセンターへの来客に対して差別せずに、入場の順番によってサービスを提供しなければならない。
- 2.8 税務申告書受理の時期、来客の混雑を緩和する目的で、時間及び日付を特定に指示した受理番号を与える。混雑の場合、当日だけで有効に使われる受理番号を与える。
- 2.9 ワンストップサービスセンターに勤務している国家検査官は、納税者に対してサービスを提供する一般的な義務を果たして業務を行なわなければならない。その上、税法の施行状況に対して管理を行い、その他の課及び検査官の業務実績を支援する特別な義務も果たさなければならない。
- 2.10 ワンストップサービスセンターの現場は、納税者が便利に利用でき、衛生的な面でもサービスを提供できるような環境を整えた、スペース的にも充分足りる室にすべきで、必要な備品及び機械を装備しなければならない。
- 2.11 ワンストップサービスセンター室において納税者に対する掲示板、注意書き等を掛けるべきで、税法、税務申告書とその様式の記入事例、注意書き、指導書等を充分置かなければならない。

- 2.12 ワンストップサービスセンターに勤務する国家検査官のポジションの定義、業務分担を細密に作成し、局長によって承認させなければならない。
- 2.13 ワンストップサービスセンターに勤務している国家検査官は、税務情報のデータベースを直接利用して業務をする。データベースを直接利用することによって情報の質及び効率が向上し、部内で行なわれている業務活動を迅速に管理及び指導できるようになる。
- 2.14 納税者にとって必要とされている情報及びデータ、様式と資料の提供、納税者に渡された様式及び現金によって徴収された税金の受領、当該口座への振込みに関する業務は、当該税務署が内部で調整する。
- 2.15 納税者の当年度の税務申告書の個別ファイルは、法人納税者を担当している国家検査官がそれぞれ該当年中に関係資料を収集し、翌年の頭ごろワンストップサービスセンターの登録及び個別ファイルを担当している国家検査官に引渡し、納税者の個別ファイルに入れる。(詳細な活動は、納税者の個別ファイルに関する規則によって調整する)

### 3. 納税者に対してサービスを提供する一般的な使命

ワンストップサービスセンターに勤務している国家検査官は、下記の一般的な使命を果たすべきである。

- 1) 納税者に対する納付環境を整える
- 2) 納税者の登録を行なって、情報データベースに入力する
- 3) 税務申告書を受理する
- 4) 納税者に納付証明書を発行する

#### 3.1 納税者に対する納付環境を整える。

納付環境を整えるため、①税法の広報及び宣伝、②自己申告制度の支援、③租税教育という分野によって活動を行う。



3.1.1 納税者に対して税法の広報及び宣伝を行い、税務相談をする。マスメディアを通じて税法について広報を行い、税務相談をする。下記の方法によってサービスを実施する。

- ❖ 電話、FAX、E-mail を使用する
- ❖ 検査官自身で納税者と面会
- ❖ DVD
- ❖ CD
- ❖ 携帯電話を通してメッセージを送る
- ❖ ビデオ CM
- ❖ 税法の施行例、分かりやすい説明書、パンフレット、指導書、規則等を作成し、分配する

上記の方法によって税務相談を求めた納税者名、質問事項、質問した年月日は、“納税者の Q&A データベース”に入力する。

3.1.2 納税者からの質問に対して回答する際、まず、“Q&A データベース”から回答を探す。もし、相当する回答が Q&A にあれば、納税者に詳しく説明。納税者の依頼に応じて回答をプリントアウトして引き渡す。

3.1.3 納税者からの質問に相当する回答が Q&A に無ければ、税法及びその手引き、マニュアルより探して見つけて、納税者に説明。しかし、上記の税法、その手引き及びマニュアルより納税者からの質問に相当できる回答を見つけられない、又は、すぐ回答できない質問があれば、しばらくたってから納税者に回答を届けるように知らせて、国税庁の関連部署によって確認させて、解決させる。

3.1.4 納税者が、質問事項内容をはっきり把握していない、又は、自分で Q&A データベースを利用するように求めれば、納税者に対して Q&A データベースを利用する機会を与える。

3.1.5 毎週の金曜日の午後、週間に調べられた事項について（質問事項）話し合っていて、それらに対する包括的な回答を用意する。Q&A データベースに新しい質問事項

と回答を入力する、追加及び変更を行なう都度に記録を作成して、追加された質問及び回答について国税庁に報告する。国税庁においてまとめて一括的に Q&A データベースに対する追加及び変更を行ない、各区税務署へ送る。

### 3.2. 自己申告制度の支援

3.2.1 簿記会計、税務申告書を作成する際必要とされる原始記録及び簿記会計の作成について相談を行う。

3.2.2 常任の会計士が勤務していない、又は、会計帳簿の知識無しの納税者に対して彼らの作成している原始記録を利用しながら貸借対照表と法人税申告書の作成にあつて“一般会計帳簿ソフト”によって指導する。

3.2.3 原始記録が不備である、又は、作成されている原始記録は応用ソフトによって計算するレベルに達していない納税者に対して指導するため、ワンストップサービスセンターにおいて“委託税理士”を契約書に基づいて勤務させる。又、納税者が委託税理士の提供するサービスをタイムリーに利用する機会を確保するための措置は部長が取るべきである。

### 3.3 税法の知識を与える研修

3.3.1 納税者より現場及び公共団体において税法について研修を受ける希望があった場合、合理的なカリキュラムを作成して、現場に出向いて研修を行なう。又、通信教育の方法によって研修を行なえる。

### 3.4 納税者の登録

3.4.1 徴収業務を担当している主任国家検査官は、当月、新納税者を担当する徴収検査官の名簿を作成して、月頭にワンストップサービスセンターに交付する。

3.4.2 ワンストップサービスセンターの職員は、国家登録を受けて様式 01、様式 02 を記入して来た法人に應對して、将来担当する検査官を配置し、納税者登録情報データベースに入力する。税務検査業務実績と徴収業務実績によって納税者登録情報データベースに追加して変更を行なっていく義務はワンストップサービスセンターの国家検査官が果たさなければならない。

- 3.4.3 納税者登録を受けた新設法人に対して個別ファイルを用意し、様式 01 と様式 02 を添付として入れて、納税者登録・個別ファイル担当者に交付する。納税者登録・個別ファイル担当者は、納税者の個別ファイルを納税者の個別ファイル保管所に入れる。
- 3.4.4 納税者に対して税務申告書の作成と納付について指導し、税務申告書を作成する指導書と納付の振込み口座に関する情報を提供する。
- 3.4.5 納税者を担当する国家検査官に納税者と打ち合わせた納税者登録カードを引き渡す。
- 3.5 税務申告書の受理
- 3.5.1 納税者、法人が提出すべき各税目の税務申告書の受理は、ワンストップサービスセンターの職員が実施する。
- 3.5.2 納税者、法人の税務申告書の提出状況に対して当該納税者を担当している徴収検査官が管理すべきであり、税務申告書の提出実績は徴収検査官の業務実績となる。
- 3.5.3 税務申告書を受理する際、下記の活動を行う。
- ✓ 納税者と打ち合わせして、税務申告書上の期末残高の照合を行う。差異があった場合、是正する措置をとり、情報データベースに入力する。
  - ✓ 当期内、納税者の納付した税額に対してチェックを行い、納税者との照合を行う。
  - ✓ 税務申告書上の項目は、貸借対照表と関係仕訳帳、その他の税務申告書の関係する項目と照合し、誤りを是正させる。
  - ✓ 税法の規定に従って減税及び免税にする場合、“減税及び免税の様式”を記入し、部長の承認を得た後、減税及び免税にする。
  - ✓ 課税を行なって過剰納付額と過少納付額を確定する。
  - ✓ もし、納税者が、当該税目の過剰に納付された税額を他の税目の過少納付へ振り替えるように求めれば、“振り替え計算”の修正を作成し、情報データベースに入力する。
  - ✓ 納付精算様式をプリントアウトして、詳細に確認し、納税者と照合を行う。

- ✓ 納税者の提出している税務申告書によって確定されている納付すべき税額は、前期の税務申告書上の税額と、類似事業経営者の課税金額と比較し、急速な増加と低減があった場合、その増減に影響を及ぼしている原因について納税者から聴取し、確定する。
  - ✓ 税務申告書を情報データベースに入力する。
  - ✓ 納付精算様式 01 を記入し、納税者に手渡す。
  - ✓ 納税者登録に対して追加及び変更があったかを確認し、追加及び変更があった場合、“追加及び変更カード”を作成させ、国家登録証明書にも追加及び変更を同じく反映するように要求する。
- 3.5.4 納税者から受理した税務申告書上の課税状況と納付状況、残高等は、応用ソフトに示される納付精算の期中の調査と照合を行って確認した後、税務申告書個別ファイルに入れて置く。もし、税務申告書上の課税、納付、期末残高に差異があれば誤りを直した後個別ファイルに入れて置く。
- 3.5.5 “会計ソフト”を利用して提出されている税務申告書をプリントアウトしてからチェックして、納税者、納税者を支援している公認会計士によって署名させた後、“会計ソフト”から“納税者情報データベース”に移して保存する。
- 3.6 納税者への証明書の発行
- 3.6.1 納税者に対し下記の証明書をプログラムにより発行する。
- 納税者に関する証明書
  - 未払い税金に関する証明書
  - 不正行為に関する証明書
  - 納付に関する証明書
  - 申告に関する証明書
  - 自己資産額に関する証明書
  - 賞与、奨励に関する証明書
- 3.6.2 照会記録、証明書にそれを作成したワン・ストップ・サービスセンターの国家税務

検査官が署名し、押印する。納税者が必要とみなした場合、部長が署名し保証する。

3.6.3 納税者に対し、当該納税者のみの事業に関して照会する。他の納税者の事業に関する照会記録の発行はできない。

3.6.4 ワン・ストップ・サービスセンターの国家税務検査官は同職員が不在の場合、その職務を代行できる能力を有すること。又、ワン・ストップ・サービスセンターにおける季節的な業務負担の調整時に積極的に参加すること。

#### 4 税法令の施行状況に対する監督、他の課、検査官業務との協調性

4.1 ワン・ストップ・サービスセンターの各国家税務検査官は税法令の実施に対する監督、他の課、検査官の業務に協力する範囲で以下の職務のいずれを遂行する。

- 法人の国家登録及び納税者登録の作成
- 税務納税申告書の受理、源泉徴収
- 税務検査対象納税者の確定
- VAT 納税者の登録、還付
- 滞納税金管理の組織
- ソムにおける納税者の税法令の実施に対する監督
- 個人納税者の登録

4.1.1 法人の国家登録及び納税者登録業務範囲で下記の職務を遂行する：

- 法人の国家登録業務を関連法令に従って行う
- 法人の国家登録、追加又は変更、解散、登録抹消業務
- 法人の国家登録に係る関連法令に関する相談
- 法人の国家登録に係る関連法令の広報
- 法人の国家登録一覧表の照会
- 法人の納税者登録

4.1.2 国家登録に登録された法人に関する情報を月末ごとに納税者登録情報に照合し、不正を是正する。

- 4.1.3 当月の新規登録納税者を徴収主任検査官が指名した徴収担当検査官が担当しているかを監督し、不正を是正する。
- 4.1.4 ワン・ストップ・サービスセンターの職員は国家登録に登録された TB-01、TB-02 フォームを記入し来訪した企業及び機関を受け付け、担当検査官に担当させ、納税者登録データベースに登録する。ワン・ストップ・サービスセンターの国家税務検査官が納税者登録データベースを税務検査、徴税業務の実績により常に更新する。
- 4.1.5 納税者登録に登録された企業及び機関別にファイルを作成し、同ファイルに TB-01、TB-02 フォームを添付し、納税者登録、ファイルを担当する職員に回す。納税者登録、ファイル担当検査官は納税者の個別ファイルを作成し、納税者の個別ファイル保管室に転送する。
- 4.1.6 納税者を担当する国家税務検査官と面会させ、納税者の登録カードを引き渡す。
- 4.1.7 納税者に対し税法令、税務申告書及びその納付に関する相談を行い、申告書フォーム、納付する銀行、口座に関する情報を提供する。
- 4.1.8 国家登録局による“納税者登録の追加、変更カード” TB-06 をもとに追加、変更をする。TB-06 カードをデータベースに入力後、徴収の担当検査官に提出し、業務個別ファイルに転送し、翌年末に個別ファイル保管室に保管する。
- 4.1.9 解散の申請書を提出した法人の書類、資料を確認し、TB-05 フォームを記入させ、検査又は徴収課の証明に基づいて納税者登録抹消する。
- 4.1.10 国家又は納税者登録に係るいかなる不正行為については、関連法定に従って責任を負う。
- 4.1.11 申告すべき納税者の調査を申告期間ごとにし、徴収部主任検査官に提出する。
- 4.1.12 各種ネットによる第三者情報を活用し、新規納税者を把握し登録する等、納税者対象にする業務を行う。
- 4.1.13 納税者個別ファイルの追記は翌年の第 1 四半期にする。徴収担当検査官は翌年の 1 月に登録プログラムから担当企業の登録に関する情報を取る。個別ファイル担当の検査官から徴収担当検査官は個別ファイルをリストにより受け取り、事業に関する

るファイルの資料に追記をし、返付する。納税者の個別ファイルに税務申告書、財務諸表、滞納処分に関する各処置（通知書、告知、領収書、訴訟なき処分により徴収した財産の調書、財産売却の申告書、担保契約等）の書類、税務検査調書、不服審判委員会決定、裁判所への異議申立、裁判所判決、指令などの関連する各書類を添付し、書類の完備、保管の担当を行う。納税者ファイル内の書類のリストを順序正しく番号を付け、受領年月日を記載する。納税者ファイル内の書類の移転に関する登記を行い、必要に応じて裁判所、警察庁、検察庁等の関連機関へ複写を提出し、その原書をファイルに保管する。但し、国家登録に登録された法人の国家登録書類の保管については別所である。

- 4.1.14 納税者ファイルは書類を開示する番号の順序である。
- 4.1.15 納税者登録情報のデータベースから出ないが、財務諸表、登録のその他の指標から出せる調査、情報は必要に応じて幹部へ報告する。
- 4.1.16 納税者の年間営業活動に対する評価 A、B、C、D、E、F 区分別の納税者数を確定し、幹部へ報告する。
- 4.1.17 税務管理の TU-1 フォーム（法人）を作成し、幹部へ報告する。
- 4.2 税務申告書の提出、源泉徴収業務の範囲で下記の職務を遂行する。
  - 4.2.1 税務申告書を提出すべき義務者の調査を行い、（税務申告書を受理する月の前月 25 日現在）徴収の主任検査官に引き渡す。
  - 4.2.2 税務申告書の提出率を申告期間ごとに確定し、徴税部又は幹部へ報告する。
  - 4.2.3 データベースにおける税務申告書上の期末残高は納税者が申告した金額と一致しない場合、誤りを是正する措置をとる。
  - 4.2.4 ワン・ストップ・サービスセンターの職員から提出された“源泉徴収”の記入をデータベースに入力する。
  - 4.2.5 申告書提出の後に“源泉徴収”を行うべき数字を発見し、源泉徴収の計算をする。その計算について納税者に通知する。

- 4.2.6 申告書、又は検査による課税、処分の調査をし、幹部へ報告する。調査書を担当検査官別に作成し、徴収部の主任検査官に提出する。
- 4.2.7 税務申告書の提出、源泉徴収に関連する情報をまとめ、幹部へ報告する。
- 4.2.8 上記の業務実績に対してワン・ストップ・サービスの主任検査官がチェックを行なう。
- 4.3 準備検査業務の範囲で下記の職務を遂行する。
  - 4.3.1 税務申告書の提出状況を分析し、課、部長へ報告する。
  - 4.3.2 課税、納付状況について幹部へ報告する。
  - 4.3.3 納税者の第三者情報と納税者データベースの指標を比較した上、検査対象納税者を確定し、回避した又は回避しようとする納税者を発見し、検査部に通知する。
  - 4.3.4 法人税無申告の納税者の調査を担当検査官別で四半期ごとに作成し、法定上責任を負わせる条件を確定する。
  - 4.3.5 X 申告、赤字申告の企業及び機関の調査を担当検査官別に行い、準備検査を行う予定表を作成する。
  - 4.3.6 4 回も X 申告連続した納税者に対し関連規程に従い、準備検査により営業活動休止の証拠をとる。その上、今後の対策について担当国家検査官と協議し、納税者に通知する。
  - 4.3.7 検査部、課に記録されている不正行為の内容を半年ごとに分析し、頻繁におこる不正行為を確定する。サービス方針を確定し、マスコミ、その他の方法による税法令の広報活動を同職員との共同で行う。
  - 4.3.8 税務検査過程で知り得た納税者に関する第三者情報を検査課より受け取り、徴収課に通知し、徴税、滞納処分業務に利用させる。
  - 4.3.9 準備検査に関連するデータをまとめ、幹部へ報告する。
  - 4.3.10 上記職務をワン・ストップ・サービスセンターの主任検査官がチェックする。
- 4.4 VAT 納税者の登録、還付
  - 4.4.1 四半期毎の税務申告書受理後、VAT 納税者登録すべき納税者の調査を行い、調査



書を徴収部の主任検査官に提出する。VAT納税者の登録業務を担当検査官を通して実施する。

4.4.2 VAT納税者登録より抹消される条件を満たした企業及び機関の調査を担当検査官と共同で行い、幹部へ報告し、長官指令をもとに納税者登録データベースより抹消する。

4.4.3 VAT過剰納付の還付を請求した企業の請求書を受理し検査部に回付する。VAT過剰納付を証明する企業の関連書類を確認し、国税庁に送付する。

4.4.4 VAT過剰納付の還付リストを国税庁より毎月受け取り、関連職員に回付する。

4.5 滞納税金の管理業務の範囲で下記の職務を遂行する。

4.5.1 滞納税金に関する情報を毎月幹部へ報告し、担当検査官別に作成し徴収主任検査官に提出する。

4.5.2 納付又は無納付納税者の件数を確定し、幹部へ報告する。

4.5.3 滞納税金に関するデータベースを活用し、徴税課長は週間で処分する滞納額又は滞納処分を実施する方法を確定し、徴収担当検査官に担当させその実施を監督する。

4.5.4 滞納額のデータをチェックし、エコノミスト、徴収担当検査官との共同で税収の種類、納税者等不明所得を明確にする。

4.5.5 上記職務をワン・ストップ・サービスセンターの主任検査官がチェックする。

4.6 ソムの納税者の税法コンプライアンスに対する管理

4.6.1 担当しているソムの納税者登録変更、滞納処理、税収計画の実績データを収集、調査等を経理士から受け取って、分析を行なって、その結果に基づいて業務上の指導及び指示をし、履行過程に対して管理を行い、徴収部長に情報を提供する。

4.6.2 ソムに勤務している国家検査官は、当該ソム領土内事業を営んでいる法人及び企業、個人の税務申告書を受理して、オリジナルは納税者個別ファイルに入れて保管し、ワンストップサービスセンターの国家検査官にそのコピーを交付する。ワンストップサービスセンターの国家検査官は、担当しているソムの納税者の（法人及

び企業) 税務申告書と課税状況を計画通り受理し、その都度に情報データベースに正確に入力する。

4.6.3 担当しているソムの納税者登録変更に対して常に管理し(法人及び企業、個人、家畜、銃砲、車両、パテント業者)、国家登録と納税者登録を担当している検査官と協力する。

4.6.4 担当しているソムの納税者に関する第三者による情報に対して分析して、税務申告書の受理、納付状況、滞納処理と照合しながら管理して課長に情報を提供する。

4.6.5 担当しているソムの業務実績に対して評価をして、課長及び部長に必要な情報を提供する。

#### 4.7 納税者・個人を税務対象にする

4.7.1 県中心地、ソム領土内に居住している納税者・個人の登録を行ない、情報データベースを作り、追加及び変更があった場合データベースに対してその追加・変更を入力する。納税者・個人の場合、様式 03 の通りデータベースに入力し、登録確認番号を与えて納税者の個別ファイルを開いて課長によって確認させて、担当している検査官に交付する。

4.7.2 納税者登録に対して変更及び追加があった場合、担当している検査官からその変更及び追加のデータを受け取って(様式 06 の通り)、決められた期限内で登録データベースに対して変更を行い、納税者・個人の移動は、その都度に行なう。

4.7.3 納税者登録抹消の依頼を申し出た、又は、登録抹消されるように確定された納税者・個人の場合、担当している検査官が関係の税務検査を実施し、滞納税があるかを確認した後、様式 TB05 を記入して課長によって承認させてからデータベースより検索する。

4.7.4 四半期ごとに納税者・個人人数を確認し、担当している検査官と照合を行う。

4.7.5 賦課リストによって納付精算を行っている個人に対して管理を行い、個人所得税課税納付記帳を個人に与える。個人所得税課税納付記帳が与えられた人数に関して調査を行なって、担当している徴収検査官に交付する。徴収検査官は受理した調査

結果に基づいて納税者・個人の年末税務申告書の提出、納付精算状況に対して管理を行う。

- 4.7.6 賦課リストを受理して、その提出率に対して管理を行う。
- 4.7.7 不確定所得性事業経営者・個人の税務対象に対して管理を行なう。ワンストップサービスセンターを利用している納税者に証明書を交付し、徴収業務を実施し、必要に応じて調査及びデータに対して分析をして幹部に情報を提供する。
- 4.7.8 法律に決められている期限内で、担当検査官より推計課税申告書を受理して、確認してから課税状況をデータベースに正確に入力する。個人の課税対象とされているかに対して管理を行い、必要とされている情報及びデータに対して分析を行なって、幹部に情報を提供する。
- 4.7.9 県中心地に居住している個人の車両税、銃砲税、賦課リスト、推計課税、パテント税、不動産税、家畜を有する個人に対する課税状況を法律期限内で受理して、データベースに正確に入力しているかに対して管理を行う。
- 4.7.10 上記の税務申告書に関する滞納税、過剰納付の登録は、規則通り実施し、データベースより出される情報を確実に加工し、それに対してチェックし部及び課の幹部、検査官に必要な情報を提供する。

## 11-7. 委託税理士制度

### 11-7-1 当初（2006年1月）の目的

2004年12月13日開催した「委託税理士制度導入に関するセミナー（日蒙共同）」の直後の同月23日に国税庁において、財務省、国税庁、監査機関、ビジネス機関、税務専門教授、博士、研究者の意向により委託税理士協会が設立され、国税庁長官2005年1月19日付第12号指令、法務省第4490号国家登録許可書を基に法人となり、既に活動の拠点はできあがっていた。このことにより、カウンターパート（以下「CP」）は国税庁からではなく、委託税理士協会から派遣された。

当該分野の目的である委託税理士制度の構築については、次の点を中心に検討した。

- ・ 委託税理士法案等関連法案、規則の修正及び法案成立状況確認と修正コメント
- ・ 協会の活動状況把握と助言
- ・ 委託税理士の活動状況の把握
- ・ 税理士制度の普及促進方策の協議

制度の構築については、法整備を優先するため各機関の理解と協力を得られるような方向に導くための検討を優先した。

#### （1） 国税庁と委託税理士協会の連携の促進

上記現況を把握した上で、両者の連携を深めるよう助言。

#### （2） 普及促進プランの策定

国税庁と委託税理士協会の連携を深めた上で、税理士制度普及のためのPR、セミナー、相談会等を開催。

#### （3） 東京税理士会、日本税理士会との連携の検討と橋渡し

委託税理士のレベルを向上させるため、日本における当該機関との交流を深め、受け入れ研修等が可能かどうかヒアリングした上で、モ国税理士協会と協議。

### 11-7-2 進行状況

法案の成立は審議されるにいたらなかった。理由の一つとして、法的環境が整う前に実務面での実績を重視しすぎて、性急になりすぎたこと。2つ目は、業務を法人に限定し、国税庁の退官後の職員に資格を付与することを入れなかったこと。3つ目は法案の根回しに必要なキーパーソンを見つけられなかったこと。これらにより、現存する会計・税務の制度が崩されることを懸念している人たちを増加させてしまったのではないかと、と思われる。

### 11-7-3 委託税理士協会の成立と活動状況

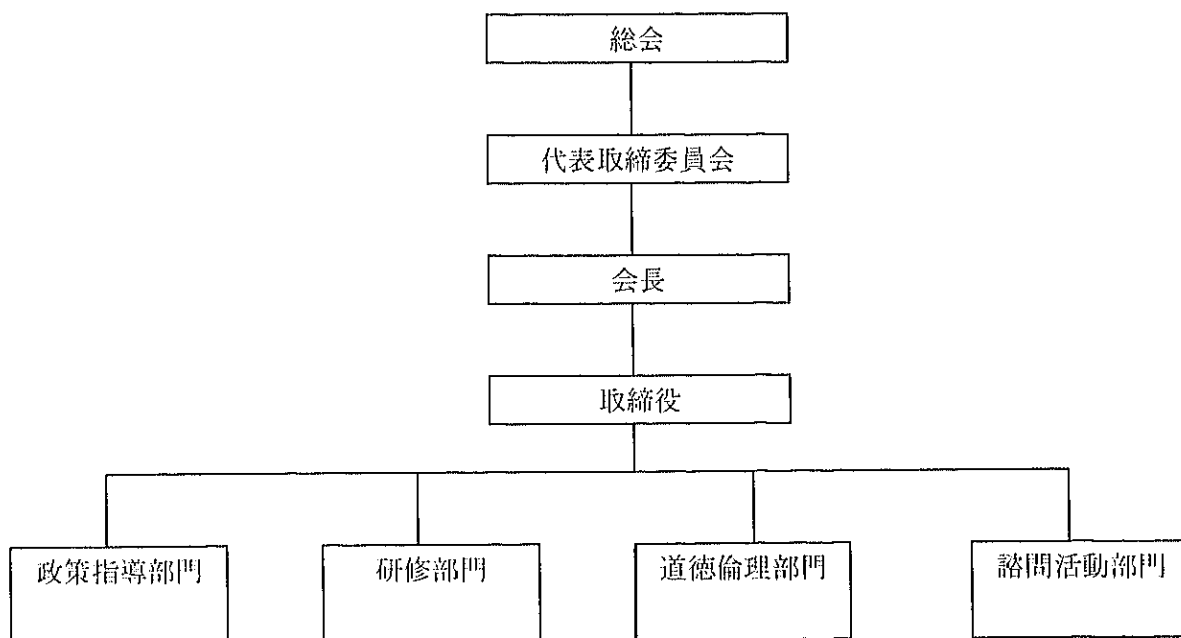
#### （1） 設立から現状

前述の通り、2005年1月に当該協会が設立された。目的は、制度の創設、その法的環境の整備、納税者、本業務分野の国家機関の活動を支援し、協力すること。活動方針は税務教育の実施、税法施行令の実施業務への支援、委託税理士への手法支援及び監督、調査研究業務の段階的な組織、となっている。納税者の権利を守ることも重要な役目となる。

協会の収入手段が限られているが、その多くは委託税理士資格者の養成所としての研修会である。概ね、年2回開催している。研修後に委託税理士資格試験を協会で行っている。

本来は国税庁が主催すべきところだが、モ国の慣例（CPA 制度が同様）で試験実施は制度の母体となる協会が行う。2005 年から始まり、同年で約 40 名の合格者を出し、国税庁長官の資格証明書が付与された。

2006 年 4 月には協会の組織（下記の図参照）、倫理規則を固めた。また、委託税理士に関する法案についても、議論するようになった。



当初研修部、政策指導部、倫理・諮問部との三つの部にわかれ、法案、倫理確立、委託税理士業務規定、評価基準の設定等を策定する業務を行っていた。試験は継続的に行われその後、2006 年中に約 60 名が資格者となった（合計約 100 名）。

その後、委託税理士法人が設立されたので、道徳倫理部を独立させた。2007 年 6 月には研修（参加者 210 人、合格者 40 人）も行った。そのうち地方のダルハン・ウール（受講者 40 人、受験者 15 人、3 人合格）とオルホン県（同 20 人、14 人、3 人）でも開催した。研修は現地で行い、現地で試験を行った。同年にフブスグルでも研修を行った、今後も要望があれば地方開催をしていく予定である。2007 年には約 50 名が合格者となった。

協会が行った研修会は参加者全員にアンケート取っているが、好評な意見が大半である。批判としては教室が狭い、機材がそろっていない。時間が短い、と言う意見が多かった。

同年 12 月時点での資格者は約 150 名となった。

## (2) 評価と課題

協会設立がこのプロジェクトの開始前だったが、過去のプロジェクトチームとしての提言の成果であると同時にモ国の、とりわけ財務省・国税庁の理解の元、進行したという点では目的の達成でもあった。また、協会が自立的にこの 3 年間を乗り切れたことは努力の成果といえよう。ただ、単独での努力には限界があり、委託税理士制度の定着に向けての試練はこれからである。そういう意味で今後財務省・国税庁の協力を得ながら進めていけ

るかが、今後の課題である。

委託税理士制度を進めていく上で、多くの参考となっていたのが CPA 制度である。CPA 制度構築時も法案成立以前から実務はスタートしていた経験を参考に、実務面を優先した活動を行っていた。しかし、CPA 制度の構築時は市場経済化間もなく、制度より運用を優先せざるを得なかった時期と考えられる。それ以降近年のモ国では市場経済に即した公務員（国税庁含めて）の体制も向上してきているので、実態先行が理解を得られなくなっている懸念がある。2006 年までの試験合格者は国税庁長官が資格付与していたのだが、2007 年は財務省が資格付与したことも混乱要因である。長官が付与することは法律ではなく、長官規則であったので問題ないとの意見もあるが、制度確立には国税庁の協力は欠かせない。

#### 11-7-4 委託税理士の活動状況

##### (1) 業務活動の推移と現状

協会は当初から業務は委託税理士個人ではなく、委託税理士法人に与える方針だったので、2007 年に最初に設立された委託税理士法人を調査してみた。法律が施行されていないので積極的には動いていないが、税務申告や外国企業の税務相談を受けている。例えば、韓国やオーストラリアなどの法人からの相談がある。

税務申告は 2007 年の第一四半期終了後は 20 件くらいで、やはり半分は中小企業。会計処理も行う。残りの半分は大企業でここには会計士がいるので税務相談と申告業務をうける。業種の内訳は商業と製造業が殆どである。現在委託税理士法人としては PR はしていない。法人の従業員は 3 人でスタートしたが、給与は雇用している 1 名のみであった。現在は 3 人の会計士を常時雇用している。また、3 人の委託税理士と契約により繁忙期に依頼している。3 人とも、国際 CPA の資格者のため語学力もあり優秀である。（CPA 資格者が財政大学で 2 年間受講（約 12000 \$）したら国際 CPA 資格を得られる。）外国企業からの相談は彼らに依頼している。この法人には外資系監査法人から租税関係についての仕事の紹介を受けている。回答者やこの法人の代表者は以前大規模会社に勤務していた時に、その監査法人のクライアントであった。

契約時は顧問契約書を作成しており、外国法人含めて 20 社が対象。税務申告書を作成している外国法人は 3 社。申告書へのサインは委託税理士個人がしている。整理すると、顧問先との契約は委託税理士法人となる。それとは別に委託税理士法人と委託税理士が契約している。

収入は中小企業は四半期ごとと毎月の VAT 申告料がある。当初は赤字だったが現在は黒字である。以前は大企業では会計士が申告していたが、委託税理士法人と契約することによりリスクが無くなり、安心できるようだ。税務相談も可能になる。

従業員である会計士の給与は 180~300 \$ くらいで設定した。回答者本人は 350 \$。大卒では安くはないが、能力が高いので育成していきたいようである。プロジェクトチームの 2006 年委託税理士セミナーは業務の参考にしており、契約書作成についても役だったようだ。また、他国のセミナーにも参加している。

## (2) 評価と課題

2006年当初、資格を付与されたが制度そのものが0からのスタートだったので、業務の方法についての助言が必要であった。そこで、同年12月に「委託税理士実務セミナー」を開催した。出席者は約40名の委託税理士資格者と国税庁職員が数名であった。内容は以下の通り。

### (ア) 制度の目的

税理士の充実 → 税収の増加 → 国の発展

### (イ) 顧問先

### (ウ) 契約書締結

### (エ) 報酬の交渉

### (オ) 税理士のスケジュール調整方法

税務検査はあらかじめ税務署と調整する

検査を利用して納税者を指導していく

### (カ) 納税者への指導方法

### (キ) 経営指導

### (ク) 申告書作成までの手順(法人の場合)

### (ケ) 顧問先の思惑と税理士の理念の相違と責任

### (コ) 無料税務相談等

無料税務相談は主に協会が主催

### (サ) 税理士業務の使用する様式

第1号の委託税理士法人はその後税法に関する冊子を販売するなど活発に業務展開している。しかし、それ以外の法人・個人にとっては業務展開に必要な法整備がなされていないことにより、積極的な動きはない。

## (3) 改善への提言

委託税理士制度の確立は重要だが、委託税理士の必要性を認知してもらうためにも資格者個々の努力は欠かせない。そのためにもまず、協会は業務の遂行は資格者個人ができることを広くPRすべきである。これまでが、法人限定の方向できたので先行法人は戸惑うであろうが、これを怠れば職業としての委託税理士は成り立たない。実務経験者には簡易試験で資格を付与する方法もある。

これまで、大学で会計を専門に勉強してきた卒業生が、経理の専門家としての会計士という立場で大企業の社員として実績を積んできた。又は経済的事情から会計士を雇用する事が出来ない中小企業では、決算・税務申告の都度、知人の会計士にその業務を依頼していたという事実がある。協会が行った過去の研修や試験の参加者は、学者やCPA以外はその殆どが会計士として現場を経験しているものである。日本では現在の試験のある税理士制度になる時に、会計に携わる者に公的資格制度を与えていた時期がある(2004.12 税理士制度セミナーで紹介)が、移行時に彼らに一定の条件のもと無試験で資格を付与している。これは、実態を尊重し、混乱が起きないように新制度が円滑にスタートするための特例であったと推測できる。このような措置は、民間である協会だけで

出来ることではない。国家が責任を持って取り組むべき経過措置である。

現在の委託税理士は、自身の実績が制度定着の試金石となっていることを自覚して欲しい。法律がないからという言い訳ではなく、会計原則や税法に則った正しい決算や申告を積み重ね、信頼を勝ち取る必要がある。その実績が法整備の後押しをすることに繋がってくる可能性もある。

## 11-7-5 委託税理士法案等関連法案の成立状況確認

### (1) 経過と現状

法案作成は終始協会が中心となり行われた。当初の予定では 2006 年 9 月に作成し、冬の国会に提出、2007 年 1 月に成立という計画からスタートした。

その法案の重要な内容は以下の通りであった。

- 委託税理士業務は法人が行う。個人ではできない。背景は CPA 同様、責任の規模を考えると法人という結論に達した。
- 委託税理士試験の執行機関は国税庁、登録は協会、資格停止の処罰は国税庁、罰金納入場所は国税庁。国税庁は試験委員会の構成を決め、実態は協会が行う。違反行為があった場合協会は調査し、国税庁に報告し処分をしてもらう。
- 資格は委託税理士試験に合格した者のみとする。

プロジェクトチームとして、この法案の大きな問題点は 2 カ所あると指摘していた。一つは税務職員の退官後の試験免除制度がないこと。二つ目は中小企業や個人所得税申告の代理人の役割が増えることから、業務は法人ではなく個人を原則とすべきではないか、ということ。又、業務の明確化により CPA との業務の棲み分けを理解してもらうことも重要とした。国税庁幹部とのミーティングでも、同様の意見が出ていたので再考すべきと指摘した。この段階で、協会は、将来的には税務職員への資格付与も視野に入れているが、現状で無条件に資格を付与することには慎重であること。また、個人に関しては一部認める方向で動いているとの回答であった。

法案は別の事情から 2006 年に審議されることはなく、2007 年の春に審議される予定であった。しかし、審議に入る前の段階で法案提出が見送られた。もともと一般税法で委託税理士の存在は認められたが、諸環境整備の上では今回の法案の成立が不可欠である。協会が出した法案の内容は財務省が窓口となり意見を集約していた。その結果、約 30 の機関から意見提出された。殆どの機関は問題なく賛成していたようだが、法務省、文部省、国家監査局の 3 つの機関が法案に反対した。法務省の意見では監査法の第 4 条（税金の申告書を評価する。作成支援。）記載事項によれば、法案は監査業務と同じなので必要ないのでは、ということであった。その結果法案自体が止まっている。

この廃案となった法案はプロジェクトチームの提案を一部受け入れて協会が作成した協会案を財務省で修正し、法務省など約 30 の各機関へ回されたものである。その財務省案では、業務の内容が監査法（CPA 法）と類似していたので、法務省が問題を指摘した。



モ国では部分的でも同意義の法律が制定された場合は、新法が優先されることになる。従って、監査法にかかれていた業務内容が、委託税理士法案に記載されていたということは、その部分は CPA の業務ではなくなる、という意味となってしまふ。CPA にとっては、業務が縮小されることになるので問題視していると思われる。

以上が、現状であるが、今後一般税法とプロセス法は一緒になり、改正される予定がある。その時期に合わせて委託税理士法案の代替案として「顧問業務のサービスに関する法律」という法案が作成された。これは「委託税理士法案」の名前を変えたものであり、協会が作成し、国会議員に配り説明していこうと計画している。名称の変更にかかわらず、内容に大きな変更はない。

そこで、専門家として関連各機関から意見を聞くために、2007年12月に「委託税理士制度討論会」を開催した。参加者は財務省、国税庁、CPA協会及び委託税理士協会の5名であった。最初に、調査団から「日本の税理士制度」を紹介し、協会作成の委託税理士法案の修正案も作成していたことを述べ、討論に移った。主な発言は以下の通り。

- ・ 委託税理士協会が会員数を増やしているが、これでいいのか？  
不良な委託税理士が増えては困る。
- ・ 委託税理士法が出来たら経済負担が増加することを懸念している。監査法人が見ても申告書が作成できるのに委託税理士をわざわざ使う必要があるか。
- ・ 協会が「委託税理士のサインがなければ申告書は受理しないで欲しい」との主旨の要望を国税庁に提出したことや協会が資格付与し始めたことを問題視してきている。
- ・ 法案では CPA と同業務になっていたので認められないと思っている。
- ・ 協会設立時から携わっていたが当初とは違い現在は収入だけ追求している。  
方向が違うことに反感がある。
- ・ CPA が申請すれば資格付与出来るようにすべきだ。

以上のような理由からか、2007年後半は国税庁長官の資格付与の証明が停止している。ただ、概ねどこの機関も委託税理士制度の必要性は感じているが、方法論の問題を指摘している。

## (2) 評価と課題

法整備は法案が成立したか、近々見込があつて初めて評価される。現段階では個別法案成立の見込がない。プロジェクトでは以前より国税庁と相談して法案作成すべきと助言してきた。例えば、監査業務と違い委託税理士業務は中小企業や個人の申告に需要があるのだから業務を法人のみが出来る、とするのではなく個人を基本にすべき等と主張してきた。税務職員の退官後の資格取得も同様である。国税庁の見解もその辺りが問題となっていたようで、協会も再考し、法案では個人も業務が出来るように検討したようだが、まだ、理解が得られていないように受け取れる。法律制定の流れとは別に、実務面では既に委託税理士法人も複数設立され、業務が行われている。税務執行サイドとしては法整備もないのに報酬を得ている事、また、協会の活動に

も異議を訴えているように連携が不十分と考える。

(3) 改善への提言

国税庁の協力がなければ法案成立は無いと思われる。協会は理解者を増やす努力をしなければならない。現実を理解してもらい、法整備の協力を仰ぐべきである。国税庁の協力があれば財務省や法務省の賛同を得るのも可能性は高くなる。CPA 協会の賛同を得るのが一番困難だと思われる。従って、協会が率先して「委託税理士制度検討会」を粘り強く開催していくことが解決の糸口になると考える。



